

Report 2023

JA筑紫 ディスクロージャー誌
JA CHIKUSHI INFORMATION



筑紫農業協同組合

目 次

I. ごあいさつ	1
II. 経営方針	3
III. 組合の沿革・歩み	5
IV. 概況及び組織に関する事項	7
1. 業務の運営の組織	7
(1) 組織機構図	7
(2) 組合員数及びその増減	9
(3) 出資口数及びその増減	9
(4) 組合員組織の概況	9
(5) 地区一覧	10
(6) 職員数	10
2. 理事及び監事の氏名及び役職名	10
(1) 役員一覧	10
3. 会計監査人の名称	10
4. 事業所の名称及び所在地	10
(1) 店舗一覧	10
V. 主要な業務の内容	11
1. 主要な事業	11
2. 全般的な概況	12
(1) 事業の概況（取り組みとその結果・実績）	12
(2) 対処すべき重要な課題	13
3. 各事業の概況（活動・実績）	14
(1) 信用事業	14
(2) 共済事業	19
(3) 開発相談事業	20
(4) 営農指導・販売事業・購買事業	21
(5) 高齢者福祉事業・旅行事業・葬祭事業	22
VI. 事業活動に関する事項	23
1. 農業振興活動	23
2. 社会的責任と地域貢献活動	23
3. 情報提供活動	24
4. リスク管理の状況	24
(1) リスク管理体制	24
(2) 法令等遵守体制	26
(3) 金融ADR制度への対応	27
(4) 金融商品の勧誘方針	27
(5) 個人情報の取扱い方針	28
◇個人情報保護方針	28
◇情報セキュリティ基本方針	29
(6) 内部監査体制	29
5. 自己資本の状況	30
(1) 自己資本比率の状況	30
(2) 経営の健全化の確保と自己資本の充実	30
6. 金融円滑化対応の状況	31
7. JAバンクシステム	32
VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	33
1. 決算の状況	33
(1) 貸借対照表	33
(2) 損益計算書	35
(3) 注記表	37
(4) 剰余金処分計算書	53
2. 会計監査人の監査	54
3. 最近の5事業年度の主要な経営指標	54

4. 利益総括表	55
5. 資金運用収支の内訳	55
(1) 信用事業平均残高・利回り	55
6. 受取・支払利息の増減額	56
7. 自己資本の充実の状況	57
(1) 自己資本の構成に関する事項	57
(2) 自己資本の充実度に関する事項	59
(3) 信用リスクに関する事項	61
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	65
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	66
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	66
(7) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	66
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	67
(9) 金利リスクに関する事項	67
Ⅷ. 直近の2事業年度における事業の実績	71
1. 信用事業	71
(1) 貯金に関する指標	71
(2) 貸出金に関する指標	72
(3) 為替	77
(4) 有価証券に関する指標	77
(5) 有価証券の時価情報等	78
2. 共済事業	79
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	79
(2) 医療系共済の共済金額保有高	79
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	79
(4) 年金共済の年金保有高	80
(5) 短期共済新契約高	80
3. 農業・生活関連事業	81
(1) 購買事業取扱実績	81
(2) 販売事業取扱実績	82
Ⅸ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	83
1. 利益率	83
2. 貯貸率・貯証率	83
Ⅹ. 連結情報	84
1. グループの概況	84
2. 連結事業概況	84
3. 直近の連結事業年度における財産の状況	84
4. 決算の状況	85
(1) 連結貸借対照表	85
(2) 連結損益計算書	87
(3) 連結注記表等	89
(4) 連結剰余金処分計算書	105
5. 農協法に基づく開示債権	105
6. 連結事業年度の事業別経常収益等	106
7. 連結自己資本の充実の状況	106
8. 計算書類の正確性等にかかる確認	119
Ⅺ. 役員等の報酬体系	120
1. 役員	120
2. 職員等	121
3. その他	121
※管内案内図	123
※本支店事業所・金融サービス一覧	124

注1：記載した内容等は、令和5年3月末現在を基準としております。

注2：記載した計数は、単位未満を切り捨てて表示しておりますので、合計と合致しない場合があります。

J A筑紫は、大野城市・太宰府市・筑紫野市・春日市・那珂川市の5市を事業区域として、農業者を中心とした地域の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、農業の活性化に資する地域金融機関です。

当J Aの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当J Aは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J Aの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

経 営 理 念

私たちは、食と農の大切さを次代へつなぎ

安全で安心な農畜産物の提供に努め

地域貢献活動を積極的に展開し

豊かなくらしと、元気なふるさとづくりに取り組みます。



とうもろこし収穫体験



女性部 夏料理教室

Ⅱ. 経営方針

Ⅱ

経営方針

現在、わが国は、昨年から度重なる値上げが続き、生活に身近な食品はもとより各分野まで広がっております。また、農業においても肥料・飼料・燃料など資材価格は過去最高水準まで高騰し、厳しい状況に直面しています。

このような中、JA筑紫は今年7月に設立50周年を迎えます。これまで組合員・地域の皆さまに支えられ歩んでまいりました。これからも引き続き地域に根ざした協同組合となるべく、事業及び自己改革に取り組んでまいります。

令和5年度事業計画は、中期3ヵ年計画の中間年度として、中期3ヵ年計画のテーマである「地域社会への貢献とあらゆる環境に対応できる持続可能な筑紫地区農業の確立」に向け、

1. 食料・農業基盤の確立・強化
2. 地域・組織・事業基盤の確立・強化
3. JA経営基盤の確立・強化

を基本方針として、役職員が一丸となって、次の重点事項を柱として積極的に取り組んでまいります。

「営農生活部門」

営農生活事業では、肥料など生産資材の高騰を踏まえ、環境負荷の軽減並びに生産コスト低減に向けた取り組みとして、土壌診断を活用して化学肥料の低減に取り組みます。また、肥料価格の高騰では国・県の肥料価格高騰対策事業の申請を支援し、農薬では価格上昇部分の50%相当分をJAが負担するかたちで、価格を抑えて次回の価格改定まで販売します。

農業振興では、米の計画的な作付けと、水田フル活用に向け認定農業者や農業生産法人を中心に麦・大豆・飼料作物等の作付面積の維持拡大並びに高収益な園芸品目の導入を推進します。また、農作業等の事故防止や負担軽減を目的に農業機械の事前点検・事後整備、スマート農業の導入などを推奨します。米麦生産では、情報伝達のスピード化を図るため、生産者の携帯電話やパソコンへの稲作・麦作情報メール配信の普及拡大に努めます。

直売所（ゆめ畑）では、農畜産物にコスト高が反映された適正価格での販売について消費者の理解醸成に努めます。また、食品ロスの削減に向け、女性部を中心に各組織と連携して「フードドライブ」を実施します。

TAC活動の充実と情報の共有を図り、魅力ある農業を実現するため「農業所得の増大」「農業生産の拡大」に取り組めます。

「金融共済部門」

信用事業では、組合員・利用者の満足度向上及び年金友の会の充実と魅力ある運営による会員の拡大に取り組み、地域に必要とされ信頼される金融機関を目指します。

融資事業では、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向け、訪問活動等により農家組合員のニーズを把握し、農業資金の提案強化に取り組めます。また、「地域に必要とされるJA」であり続けるため、利用者のライフイベントに応じた資金の提案や地域貢献型ローンの販売に取り

組み、融資の伸長に努めます。

共済事業では、常に組合員・利用者に寄り添い、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供を通じて、組合員・利用者の豊かな生活づくりに貢献することを目指します。

【審査開発部門】

審査部門では貸出金の健全な審査・管理に努め、経営基盤の安定に寄与すると共に、資産査定による適正な検証に努めます。

開発相談部門では資産運用・税務・相続等の相談会や研修会を通じて、組合員・利用者の安定的な収入の確保・資産保全・次世代との関係強化に努め、組合員の資産有効活用を積極的に支援します。

青色申告会では、税務・記帳等の研修会を通して、継続的に所有資産の活用・所得向上の知識習得を支援します。また、記帳代行業務では、正確な会計処理による確定申告に努めます。

旅行部門では、組合員の生活に関わる旅行（家族・グループ旅行・新婚旅行など）やJA筑紫設立50周年記念旅行を通じ、JA組織活動の活性化及びJAと組合員・地域との交流促進に努めます。

【総務部門】

総務部門では、政府による第5次男女共同参画基本計画に基づき、JAにおける役員に占める女性の割合を役員改選期までに15%（現在8.3%）を目指し、更なる女性のJA運営参画（令和7年度）に向け取り組みます。

また、リスク管理部門では、コンプライアンス・不祥事未然防止・内部管理態勢など、総合的リスク管理態勢の強化を図り経営の健全化に努めます。

さらに、人事部門では、組合員・利用者から信頼される職員であるために、研修会等を通じてあらゆる局面に対応できる職員の育成に努めます。

【企画・管理部門】

企画部門では、店舗運営委員会を中心としたふれあい活動の実践と組合員・地域住民に向けた広報活動を行い、より身近に感じられるJAを目指します。

管理部門では、経営基盤の強化のため各事業の部門別収支の管理に努めます。

【監査部門】

組合の事業経営目標の効果的な達成に役立つことを目的とし、監事・監査法人や部門間と連携を図り、内部統制システム及び業務プロセス等の有効性を検証・評価し問題点の発見・分析・助言・改善の提案に取り組みます。

Ⅲ. 組合の沿革・歩み

- 昭和 48. 7 大野城市・太宰府町・筑紫野市・春日市・那珂川町の3市2町の農協が
合併し『筑紫農業協同組合』を設立（7月2日）
（合併時の貯金残高286億円・貸出金残高93億円）
51. 12 大型電算機本稼動
53. 4 筑紫農協新本店、筑紫野市杉塚に完成
54. 9 貯金残高500億円達成記念大会
55. 11 共栄会、葬祭事業開始
56. 8 九州オンライン開通
57. 4 カントリーエレベーター落成式
58. 11 合併10周年記念大会（筑紫農協本店にて）
（昭和57年度末現在の貯金残高731億円・貸出金残高433億円）
60. 11 農機・電器管理センター落成式
61. 6 現金自動支払業務提携（県下農協、地銀）
63. 3 ライスセンター、那珂川町に完成
- 3 共同育苗施設完成
- 平成 1. 2 貯金残高1,000億円達成記念大会
2. 3 牛頸支店、新築開店
3. 7 福岡県農協総合情報システム（Fオン）に加入
4. 4 農協マークの愛称が『JA』（JA）へ
- 11 春日市役所内出張所、オープン
5. 7 合併20周年記念大会（筑紫野市文化会館にて）
（平成4年度末現在の貯金残高1,357億円・貸出金残高604億円）
7. 3 南畑支店、新築開店
8. 2 信用事業オンラインの新システム稼動
- 5 春日支店、新築開店
9. 3 山家支店、新築開店
10. 5 春日南支店、新設開店
- 11 筑紫野市総合保健福祉センター内に「JA筑紫・アネシス」を受託、
デイサービス事業開始（平成12年4月通所介護事業者指定）
11. 9 西暦2000年問題全体職員研修会
12. 11 ホームページ（インターネット）開設
13. 4 イン트라ネット開設
- 11 大野城支店、新築開店
14. 4 山口支店、新築開店
- 11 物流拠点（資材配送センター・米販センター）営業開始
- 11 新）福岡県農協総合情報システム開通
- 11 西部グリーン店『ゆめ畑』農畜産物販売所、オープン
15. 9 合併30周年記念式典（シーホークホテルにて）
（平成14年度末現在の貯金残高1,912億円・貸出金残高1,215億円）
- 12 年末貯金残高2,000億円突破
16. 1 大土居支店、新築開店
- 5 信用事業の新システム（ジャステム）開通
- 8 太宰府支店、新築開店
17. 2 JA全国青年大会（青年の主張で全中会長賞）
- 8 『ゆめ畑太宰府店』（農産物加工所「うめこっこ」併設）、オープン
- 11 セブン銀行ATM提携スタート
18. 6 日の出支店、新築開店
19. 5 筑紫駅前支店、新築開店（筑紫支店より名称変更）
- 7 ホームページ（インターネット）全面リニューアル
20. 4 ローン相談センター、オープン
- 11 水城支店、新築開店
21. 4 『ゆめ畑大野城店』（農産物加工所「ベジタブル山田」併設）、オープン
- 7 総合ポイントシステム開通

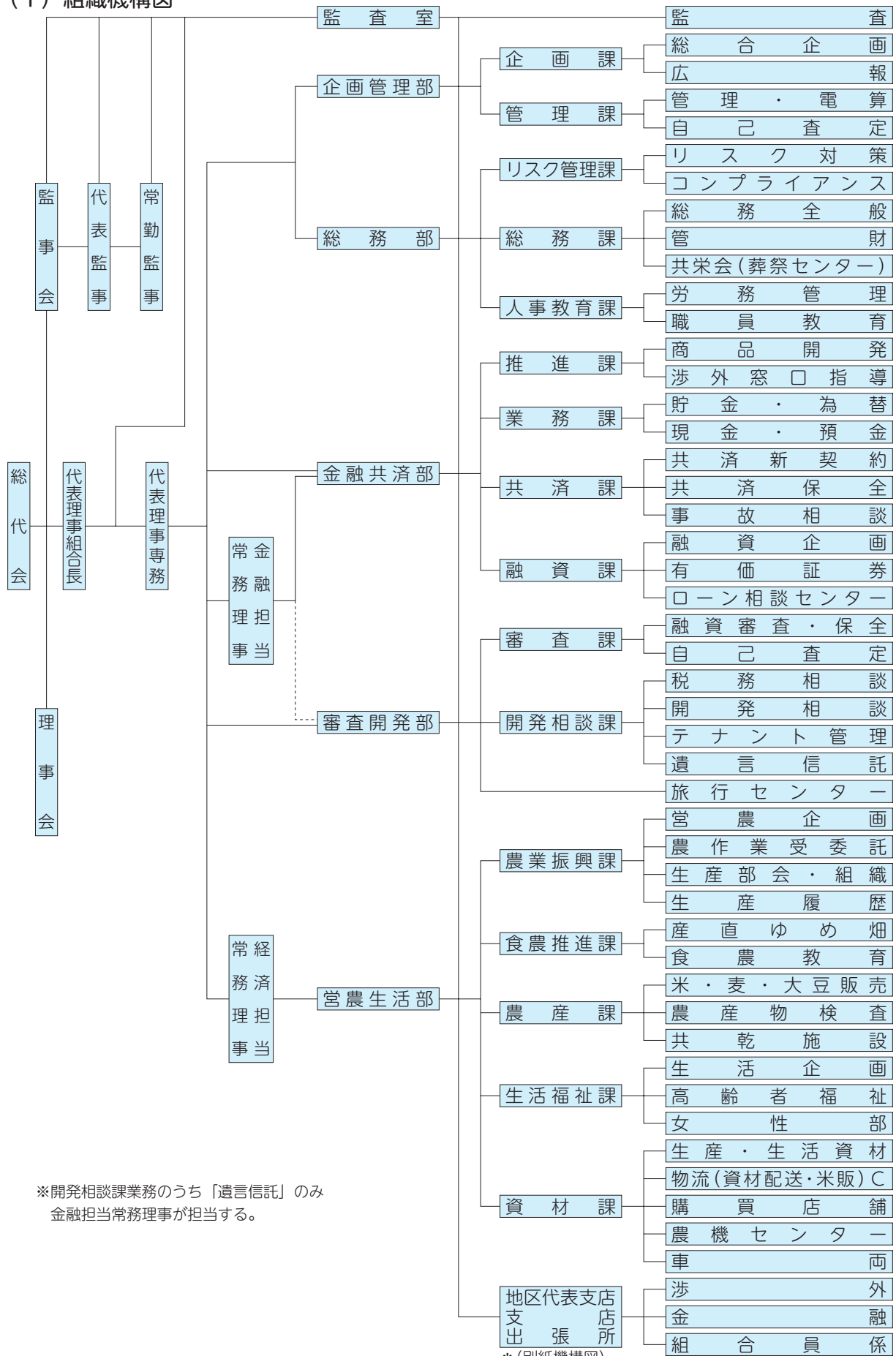
- 平成 21. 7 やすらぎ会館二日市斎場、新築オープン
 10 農業生産法人（株）JAアグリサポート筑紫事業開始
 12 『ゆめ畑筑紫野店』（鮮魚コーナー・ゆめ天家併設）、オープン
 22. 4 戸別所得補償制度開始
 4 『ゆめ畑』4店舗体制本格稼働
 23. 2 御笠支店、新築開店
 3 東日本大震災に対する支援物資提供
 7 ちくし農業塾開講
 7 東日本大震災に伴う現地協力派遣
 12 総合相談センター営業開始
 24. 6 那珂川支店、新築開店
 11 「九州管区警察局長・九州交通安全協会会長連名賞」受賞
 12 二日市支店、新築開店
 25. 2 「JA筑紫40周年記念ハワイ旅行」実施
 2 「福岡県警察本部長賞」受賞
 3 全国農業協同組合中央会より「特別優良農業協同組合表彰」受賞
 5 JA筑紫40周年記念式典（ヒルトン福岡シーホークにて）
 5 JA筑紫マスコットキャラクター誕生「ちくしんぼー」と「ゆめっぴー」
 10 筑紫地区安全安心まちづくり推進協議会長賞を6年連続受賞
 10 「元気塾」開講式
 26. 2 家の光全国大会にて「特別表彰」を受賞
 5 JA共済優績組合表彰「連続受賞優績表彰」を受賞
 9 二日市東出張所、新築オープン
 10 ホームページ全面リニューアル
 12 農業・農協改革組織研修会
 27. 8 針摺支店、新築開店
 8 「防犯活動等の積極的な推進」により福岡県警察本部より感謝状授与
 10 筑紫野市地産地消次世代推進事業（27年産れんげ米夢つくし配付式）
 28. 2 第15回JAバンク全国大会（優績組合賞受賞）
 4 農産物加工所「うめこっこ」と大野城女性グループによる熊本地震支援
 5 JAグループ支援隊出発式（熊本地震）
 29. 2 平成28年度「JA広報大賞」地域密着型広報活動の部優秀賞受賞
 3 カントリーエレベーター施設機能向上工事完成
 7 JA筑前あさくら 豪雨災害復興支援派遣
 30. 3 『ゆめ畑春日店』、新築オープン
 7 JA筑紫45周年記念旅行（奄美大島、屋久島）
 11 組合員意向調査実施
 11 やすらぎ会館那珂川斎場、新築オープン
 12 『ゆめ畑那珂川店』、新築オープン
 31. 1 安徳支店、新築オープン
 2 西部グリーンセンター、新築オープン
- 令和 1. 7 店舗運営委員研修会開催
 10 年金友の会会員数2万人達成
 10 下大利支店、新築オープン
 2. 3 『ゆめ畑』ご来店100万人達成
 4 インスタグラム開設
 7 向佐野支店、新築オープン
 7 山田支店、新築オープン
 11 ゆめ畑累計来場者数1,000万人突破キャンペーン
 3. 11 女性部SDGs学習会、フードドライブ
 4. 2 新嘗祭献穀にかかる那珂川良質米生産支援協議会設立総会
 9 榎寺出張所、新築オープン
 12 太宰府中央支店、新築オープン

IV. 概況及び組織に関する事項

1. 業務の運営の組織

(令和5年4月1日現在)

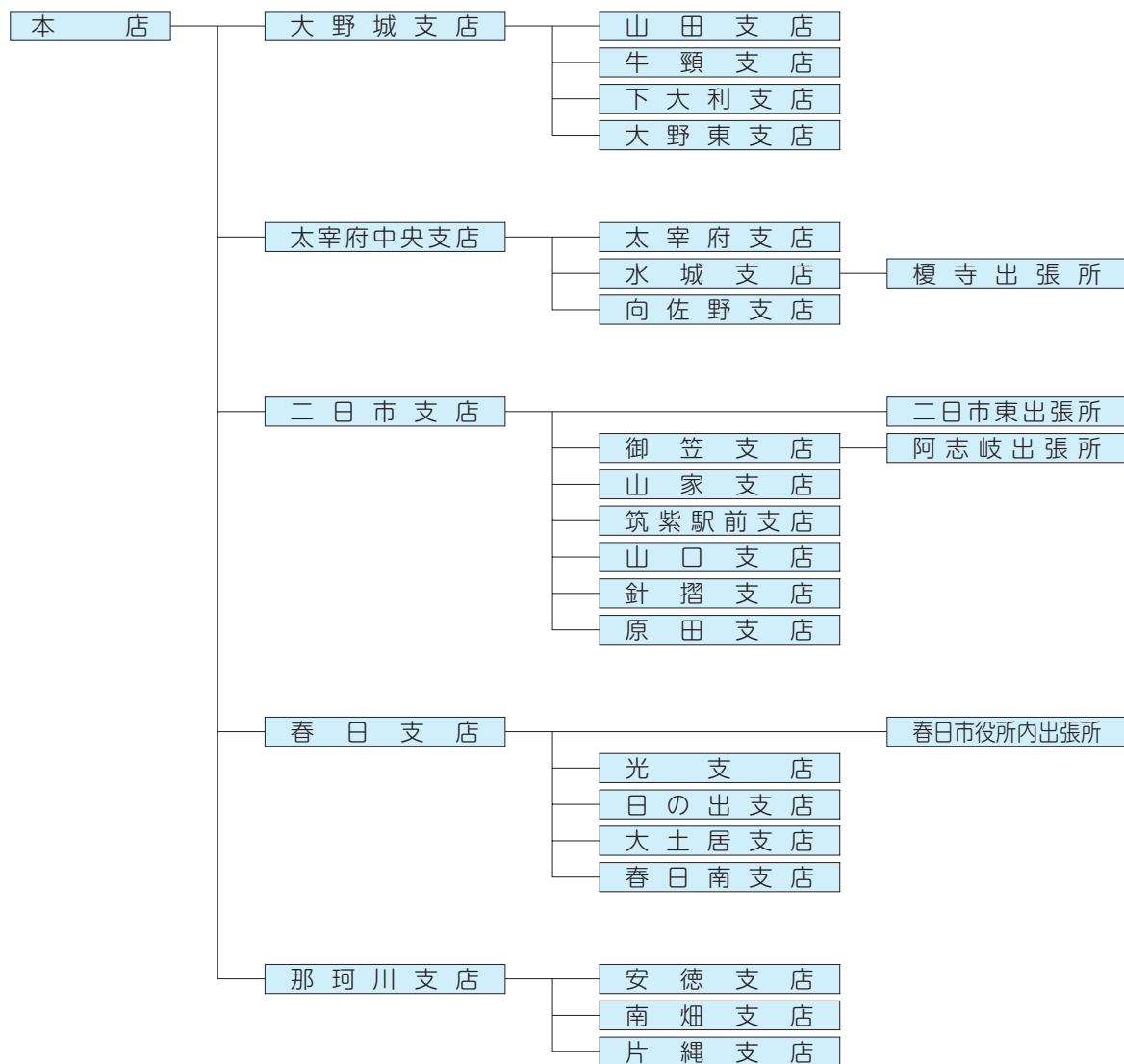
(1) 組織機構図



※開発相談課業務のうち「遺言信託」のみ金融担当常務理事が担当する。

*(別紙機構図)

*別紙機構図



(2) 組合員数及びその増減

(単位：人)

区分	年度	令和3年度末	令和4年度末	増減
正組合員数		3,177	3,131	△46
	個人	3,164	3,117	△47
	法人	13	14	1
准組合員数		18,054	18,183	129
	個人	17,991	18,112	121
	法人	63	71	8
合計		21,231	21,314	83

(3) 出資口数及びその増減

(単位：口)

区分	年度	令和3年度末	令和4年度末	増減
正組合員		1,257,363	1,233,227	△24,136
准組合員		3,279,839	3,249,105	△30,734
小計		4,537,202	4,482,332	△54,870
処分未済持分		52,261	55,920	3,659
合計		4,589,463	4,538,252	△51,211

(備考) 出資1口金額 1,000円

(4) 組合員組織の概況

(令和5年3月末現在)

組織名	組織・組合数	構成員数
協力組織・部会組織		
評議員	11組織	149名
農事組合	142組合	2,352名
農協青壮年部	7組織	118名
農協女性部	113組織	812名
年金友の会	1組織	20,883名
青色申告会	1組織	2,206名
稲作部会	1組織	15名
肥育牛部会	1組織	4法人 2名
軟弱野菜部会	1組織	1法人 4名
ブロッコリー部会	1組織	1法人 21名
受託者部会	1組織	1法人 22名
米麦採種部会	1組織	1法人 7名
麦出荷者部会	1組織	35名
アスパラガス部会	1組織	6法人 12名
機械利用組合		3法人
農事組合法人		3組合 5法人
出荷組合		
いちごのうみかごんたけのこ生姜産地直売出荷組織		
（ゆめ畑出荷者協議会、ゆめタウン筑紫野店出荷、Fコープ出荷、筑紫野市学校給食出荷）		
	研究会	鶏モ
	養鶏	クイ
	キ	イ
		モ

(5) 地区一覧

大野城市・太宰府市・筑紫野市・春日市・那珂川市、5市一円の区域

注：管内案内図（123頁参照）

(6) 職員数

(単位：名)

区 分		令和3年度末	令和4年度末	うち男性	うち女性	増 減
正 職 員	一般職員	284	285	159	126	1
	営農指導員	29	29	29	0	—
	生活指導員	4	4	1	3	—
	その他専門技術職員	5	6	5	1	1
小 計		322	324	194	130	2
嘱託・臨時		67	69	24	45	2
パ ー ト		63	69	14	55	6
派 遣		2	2	0	2	—
合 計		454	464	232	232	10

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

(1) 役員一覧

(令和5年3月末現在)

代表理事組合長	白 水 清 博	代表理事専務	船 越 勝 典
金融担当常務理事	糸 山 英 史	経済担当常務理事	小 金 丸 昌 孝
筆頭理事	高 田 長 次	理 事	萩 尾 義 彦
理 事	川 辺 政 則	理 事	神 崎 光 成
理 事	藤 英 昭	理 事	佐 伯 繁 久
理 事	柴 田 善 晴	理 事	日 永 田 貞 次
理 事	本 村 栄 一	理 事	久 原 暢
理 事	西 山 晴 之	理 事	白 水 義 和
理 事	井 上 均	理 事	柴 田 利 徳
24名			
代表監事	村 上 静 夫	常勤監事	古 賀 修 一
監 事	井 上 淳 一	監 事	鬼 倉 政 義
		員外監事	野 坂 俊 治
5名			

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和5年3月現在） 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 事業所の名称及び所在地

(1) 店舗一覧

本支店事業所・金融サービス一覧のとおり（124頁）

V. 主要な業務の内容

1. 主要な事業

(1) 指導事業

- ① 営農指導 … 米・麦・大豆・野菜・園芸・畜産等の営農指導、行政・組織対応、営農・園芸相談
新規就農者支援（ちくし農業塾）、担い手支援（TAC）等
- ② 生活指導 … 組織活動、福祉活動、教育文化活動の支援等

(2) 購買事業

- ① 生産資材 … 農畜産物の生産資材・出荷資材、農業機械・車両等の取り扱い
- ② 生活資材 … 米・食料品・日用品・衣料品・LPガス機器・電化製品の取り扱い

(3) 販売事業

- ① 農畜産物の販売・精算 … 米・麦・大豆・野菜・畜産・ふれあい市（産直活動）等

(4) 利用・加工事業

- ① 主な施設 … カントリーエレベーター・ライスセンター（米麦の乾燥・調製・貯蔵（カントリーエレベーターのみ））、精米センター、育苗施設

(5) 信用事業

- ① 貯金 … ア. 普通貯金 イ. 当座貯金 ウ. 貯蓄貯金 エ. 定期貯金 オ. 定期積金等
- ② 融資 … ア. 手形貸付 イ. 証書貸付 ウ. 当座貸越等
- ③ 為替 … 内国為替システムによる ア. 送金 イ. 振込み ウ. 代金取立等
- ④ 国債 … 国債窓口販売の取り扱い

(6) 共済事業

- ① 総合保障普及活動 … 長期共済 ア. 終身共済 イ. 養老生命共済 ウ. こども共済
エ. がん共済 オ. 医療共済 カ. 介護共済
キ. 年金共済 ク. 生活障害共済 ケ. 特定重度疾病共済
コ. 認知症共済 サ. 建物更生共済
短期共済 ア. 自動車共済 イ. 自賠責共済 ウ. 火災共済
エ. 傷害共済 オ. 賠償責任共済

(7) 厚生事業

- ① 健康管理 … 集団検診・健康増進・健康教育等

(8) その他の事業

- ① 開発相談事業 … 資産活用・税務相談等、遺言信託・記帳代行
- ② 高齢者福祉事業 … 通所介護事業・居宅介護支援事業
- ③ 旅行事業 … 国内・海外旅行の相談・手配及び企画、各種チケット・食事等の手配
- ④ 葬祭事業 … 葬儀施行、委託契約斎場の紹介、生花・提灯・葬祭用品の取り扱い

2. 全般的な概況

(1) 事業の概況（取り組みとその結果・実績）

令和4年度は、中期3ヵ年計画の初年度として、「食料・農業基盤の確立・強化」「地域・組織・事業基盤の確立・強化」「JA経営基盤の確立・強化」の3つを基本方針として掲げ、「地域社会への貢献とあらゆる環境に対応できる持続可能な筑紫地区農業の確立」に向け、事業に取り組みました。

各事業の概況は以下のとおりです。

営農事業では、水稻においては、田植以降気温は高く、日照時間は長く推移しました。降雨量は平年を下回り水不足の圃場が散見されましたが、全体的には順調に生育しました。一方で、夏場の気温が高かったことによる高温障害の発生や収穫期に襲来した2つの台風（11号、14号）により、倒伏した圃場では品質の低下がみられましたが、作況指数は福岡地区では100となりました。麦においては、播種後の気温が低かったものの、3月以降は気温が高めに推移したため生育は旺盛となり、小麦・裸麦ともに平年比で収穫増となりました。品質は、小麦は1等Aランクを維持できましたが、裸麦は1等Cランクとなりました。全般において、生産コストの上昇が顕著な中、販売価格への転嫁が進まず今後の取り組みに課題を残しました。

経済事業では、ロシアのウクライナ侵攻をはじめ、円安の影響による物価高が肥料や飼料など生産資材の価格高騰を招き、農業経営に多大な影響を及ぼしました。環境負荷軽減を目的に国や県が実施する肥料価格高騰対策事業を活用するため、営農経営座談会を例年より1ヵ月早く開催し、事業内容の周知を図るとともに、JAで購入された肥料の申請受付会を本店を中心に各地区で開催しました。また、農薬については前年からの価格上昇部分の半分をJA筑紫が負担する形で値下げを行い、予約を中心に販売を行いました。さらに資材価格の高騰が続く中、生産コストの低減と環境負荷の軽減を目的に土壌分析の取り組みを推奨しました。

信用事業では、地域に根ざした選ばれる金融機関を目指し、組合員や利用者の利便性向上を図るため、JAカード・ネットバンクの普及拡大による決済機能の強化と、組合員・利用者の満足度向上に取り組みました。組合員向け商品の開発・販売、夏期及び冬期貯蓄運動を展開し、年度末における貯金残高は、3,750億円の目標に対し、3,937億円の実績となりました。融資においては、ローンにおけるインターネットでの事前審査機能の強化、マイカーローンにおける非対面契約の実施に取り組み、各種ローンの取引拡大に努めました。また、くらしに役立つ相談体制として、法律・税務の個別相談会を継続して実施しました。

共済事業では、地域に広く・深く・長くお役立ちするJA共済を実現するため、推進活動による「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供、他事業との連携・情報の有効活用による次世代・次々世代との接点拡充・JAファンづくり、「攻め」と「守り」の両輪による地域特性に応じたエリア戦略のさらなる実践と推進体制の整備に取り組みました。その結果、推進総合ポイント（長期・医療・年金）並びに自動車共済の新規目標を達成することができました。

結果、事業総利益4,464百万円、事業利益705百万円となり、地域に貢献できるJAづくりをすすめることができました。

以下、各事業の具体的な取り組みについてご報告致します。

財務の推移

（単位：千円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業利益	895,917	699,691	568,873	594,268	705,752
経常利益	1,000,601	784,214	660,574	686,998	824,510
当期剰余金	106,518	297,301	447,658	495,597	586,566
総資産	382,401,233	393,448,697	403,590,137	413,055,840	427,973,754
純資産	25,454,736	25,428,052	25,682,090	25,901,676	25,958,237

※この表は千円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 対処すべき重要な課題

①自己改革に関する取り組み

当組合では自己改革に関する基本目標として、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を掲げています。農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境のなか、基本目標を達成するため、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に継続して取り組んでまいります。

当事業年度における自己改革に関する取り組み、組合の事業運営等に対する准組合員の意思等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革取組レポート」（事業報告の附属資料として添付）に記載しております。

②経営の健全性の確保と透明性の向上

経営の安定化を図るため自己資本の充実及び事業進捗管理と厳格な予算統制管理に努め、法令遵守態勢と内部管理態勢のさらなる強化に取り組み、併せて、従来のディスクロージャー誌による開示のほか、半期開示の実施やホームページでの開示など組合員や事業利用者向けの情報開示を充実させ、JAの透明性を高めます。

3. 各事業の概況（活動・実績）

(1) 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、信頼と安心のもと、地域の皆さまから選ばれる金融機関を目指しています。

①貯金業務

組合員をはじめ地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金・当座貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金・総合口座など各種の貯金を、お客さまのライフプラン、目的・期間・金額にあわせて、ご利用いただいています。

また、JA独自のオリジナル商品企画や、年金友の会の会員紹介・予約サービス運動等を行い、会員の拡大と基盤の充実に努めています。

②為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して、全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる、内国為替をお取り扱いしています。

③国債窓口販売業務

国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いは、本店・大野城支店・太宰府中央支店・二日市支店・春日支店・那珂川支店の6店舗にて行っています。

④サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、年金などの各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主の皆さまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、ご自宅のパソコンやスマートフォンからお取引口座の残高や取引明細の確認、振込や振替などのサービスが簡単にご利用いただける「JAネットバンク」サービスをお取り扱いしています。

その他、貸金庫のご利用、全国JAでの貯金の出し入れや、銀行・信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるサービスなど、お客さまのニーズに合ったサービスを提供しています。

注1：本支店事業所・金融サービス一覧（124頁参照）

注2：詳しくは、当JA各金融店舗にお問い合わせ下さい。

※ 主な貯金一覧表

種類	期間	貯金金額	特徴
スーパード 定期貯金 (単利型)	1ヵ月・2ヵ月 3ヵ月・6ヵ月 1年～5年	1円以上 1円単位	預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回り 総合口座にセットすれば自動融資が利用できる便利な商品
スーパード 定期貯金 (複利型)	3年～5年	1円以上 1円単位	預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回り 6ヵ月毎に元本と前についた利子をあわせた金額 に対して利子がつくお得な商品
大口定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1ヵ月・2ヵ月 3ヵ月・6ヵ月 1年～5年 期日指定方式 1ヵ月超～5年未満 	1,000万円以上 1円単位	まとまった資金を安全に運用できる商品
期日指定 定期貯金	3年	1円以上～300万円未満 1円単位	据置期間1年以上、元金一部支払可能
定期貯金 「ゆとり倶楽部」	1年・3年	お一人さま500万円以下 1円単位	当組合で年金友の会に加入されている会員さま専用のお得な商品

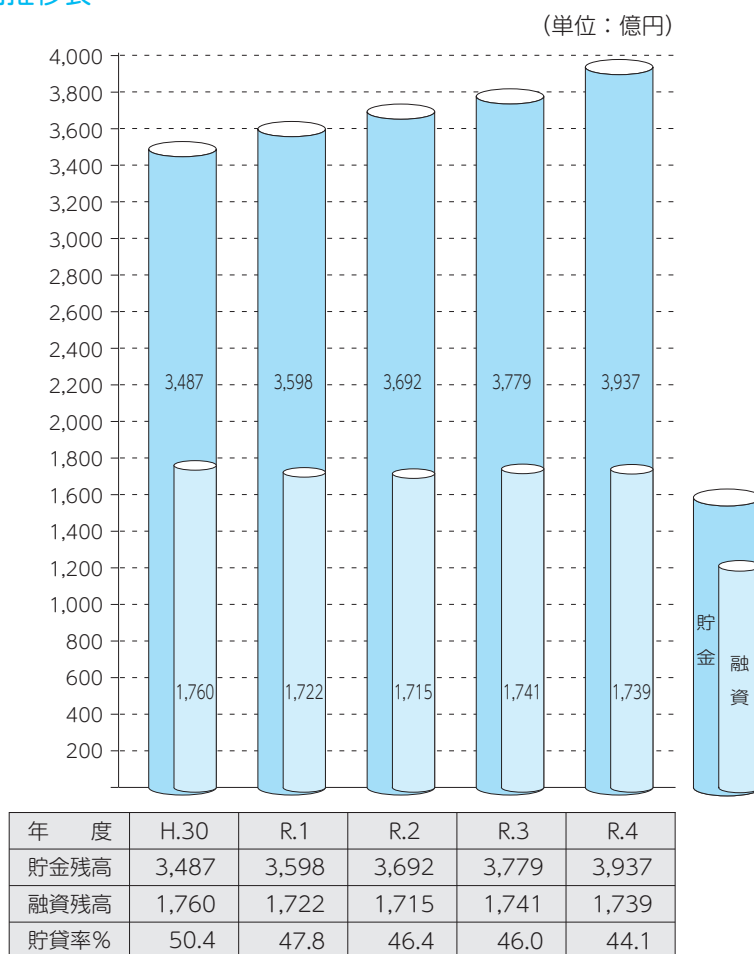
※ 主な貯金一覧表

種類	期間	貯金金額	特徴
貯蓄貯金	なし	1円以上	10万円未満～1,000万円以上の6段階別に金利が設定され、出し入れ自由な商品。自動化機器での取引可能
定期積金	6ヵ月～5年	1,000円以上1円単位	預入が積立方式で、確実な資金計画ができる商品
定期積金 [ひまわり健康貯金]	1年	5,000円以上 1円単位	女性部専用、ふれあいの旅・人間ドック費用
定期積金 [NEWにじ]	5年	5,000円以上 1,000円単位	葬祭の特典付き商品

※ その他販売業務一覧表

個人向け国債	3年・5年・10年	購入単位 10,000円以上 10,000円単位	元本を国が保証するため、安全性の高い商品。半年ごとに利息を受け取れるので、安定した収益を見込めます。
利付国債	2年・5年・10年	購入単位 50,000円以上 50,000円単位	

※ 貯金・融資残高推移表



⑤融資業務

農家組合員への農業資金の融資をはじめ、組合員や地域住民の皆さまの用途にあわせた住宅ローン・マイカーローンなど、ライフプランの実現にお役立ていただけるよう、各種資金やローンをご用意しています。

また、住宅金融支援機構・日本政策金融公庫等の申込みのお取り次ぎや、開発相談部門との連携により、賃貸住宅や貸店舗等の建設資金として農業外事業施設資金の相談対応を行っています。

さらに、地方公共団体・開発公社・土地区画整理組合などの資金需要に対応し、地域の経済発展に貢献しています。

注：詳しくは、当JA各金融店舗にお問い合わせ下さい。

融資残高内訳（令和5年3月末現在）（単位：百万円）

組合員等	地方公共団体等	その他	合計
146,380	11,855	15,692	173,927

※ 主な融資商品一覧表

区分	資金名	用途	貸出先	貸出限度	貸出期間
手形貸付	貯金担保貸付	特に定めない	組合員及び貯金者	担保として質入れた貯金額の範囲内	1年以内かつ当該貯金の満期日以内。ただし満期日が休日の場合は翌営業日以内
	共済担保貸付	特に定めない	J A 共 済 契 約 者	共済約款貸付に準じる	1年以内で、かつ共済契約の満期日の翌営業日以内
	営農資金	営農に必要なとする資金	組合員	所要資金の範囲内	契約期間3年以内 手形期間3ヵ月以内
証書貸付	営農資金	農地及び諸施設等の取得（造成、改修等含む）	組合員	所要資金の範囲内	20年以内 （うち据置2年以内） （ただし農地購入の場合は35年以内）
		農業生産に必要な農業用機械器具及び家畜の導入			
		農業用施設に必要な諸物資の購入			
		その他農業経営に必要な資金			
貸付	担い手育成支援資金	農業担い手育成支援にかかる運転資金・設備資金	組合員 組合員を主たる構成員とする法人（農事組合法人及び集落営農組織（任意団体及び任意組織）） （ただし経営所得安定対策にかかる助成要件を満たす農業担い手）	1 運転資金 2 設備資金 事業費の100%の範囲以内 基金協会の保証要綱に準じる	1 長期資金 10年以内 （うち据置2年以内） ただし、事業内容に応じ最長15年以内 2 短期資金 1年以内
	農業外事業施設資金	貸家、共同住宅、店舗、土地（付帯施設を含む）等の購入、新築、増改築その他農業外事業経営に必要な設備資金	組合員	所要資金の範囲内	新規35年以内 （据置3年以内） 条件変更時50年以内 （据置2年以内）
貸付	地方公共団体等貸付	1 地方債等 2 一般財政調整資金	地区内の地方公共団体等	起債許可の範囲内、議会議決額の範囲内、公社等にあつては事業費の範囲内	地方公共団体は30年以内、その他は15年以内 （うち据置5年以内）

※ 主な融資商品一覧表

区分	資金名	用途	貸出先	貸出限度	貸出期間
証 書	住宅ローン	住宅の新築、購入又は増改築等	組 合 員 (個 人)	【基金協会型】 10万円以上 10,000万円以内 (1万円単位)とし、所要額以内	【基金協会型】 3年以上40年以内 (うち据置6ヵ月以内) 借換の場合は原則として現在借入中の住宅資金の残存期間内
		1 住宅の新築、購入又は増改築、住宅用の土地 2 他金融機関からの借換え(土地のみは対象外)	組 合 員 (個 人)	【全国保証型】 100万円以上 10,000万円以内	【全国保証型】 40年以内 ただし、保証会社の承諾を得た場合はその期間内
	J Aリフォームローン	住宅の増改築並びに付帯する施設等の住宅関連設備資金及び全国保証債務保証要綱取扱基準による資金	組 合 員 (個 人)	【全国保証型】 100万円以上 1,000万円以内	【全国保証型】 原則2年以上20年以内とし、その他保証会社の保証基準に準ずる期間内
	リフォームローン	住宅の新築、購入又は増改築並びに付帯施設の取得等	組 合 員 (個 人)	【基金協会型】 2,000万円以内 (1万円単位)とし、所要額以内	【基金協会型】 15年以内 (うち据置6ヵ月以内) 借換の場合は現在借入中の住宅資金の残存期間内
	リフォームローン (一般型C)	住宅の増改築並びに付帯施設の取得等	組 合 員 (個 人)	【三菱UFJニコス型】 10万円以上1,500万円以内 (1万円単位)とし、所要額以内	【三菱UFJニコス型】 1年以上15年以内
貸 付	フリーローン (一般型C)	【組合員】 生活に必要な一切の資金及び事業性資金 【組合員以外】 生活に必要な一切の資金	当組合管内に住所もしくは勤務地を有する個人	【三菱UFJニコス型】 10万円以上500万円以内 (1万円単位)とし、所要額以内	【三菱UFJニコス型】 6ヵ月以上10年以内
	多目的ローン (一般型A)	生活に必要とする資金	組 合 員 (個 人)	【基金協会型】 500万円以内(1万円単位)とし、所要額以内	【基金協会】 10年以内 (うち、据置1ヵ月以内)
	多目的ローン (一般型C)	【組合員】 資金用途が確認できる生活に必要なとする資金及び事業性資金 【組合員以外】 資金用途が確認できる生活に必要なとする資金	当組合管内に住所もしくは勤務地を有する個人	【三菱UFJニコス型】 10万円以上500万円以内 (1万円単位)とし、所要額以内	【三菱UFJニコス型】 6ヵ月以上10年以内
	教育ローン (一般型A)	就学子弟の入学金・授業料及び付帯費用等	組 合 員 (個 人)	【基金協会型】 1,000万円以内(1万円単位)とし、所要額以内	【基金協会型】 15年以内 (在学期間+9年) 借換の場合は現在借入中の教育資金の残存期間内
	教育ローン (一般型C)	就学子弟の入学金・授業料及び付帯費用等	当組合管内に住所もしくは勤務地を有する個人	【三菱UFJニコス型】 10万円以上1,000万円以内(1万円単位)とし、所要額以内 (員外500万円以内)	【三菱UFJニコス型】 6ヵ月以上据置期間を含め15年(在学期間を含む)以内
	J A教育ローン	就学子弟の入学金・授業料及び付帯費用等	同 上	【信販型】 500万円以内	【信販型】 6ヵ月以上10年以内 据置期間・返済期間ともに、保証機関の債務保証要綱の範囲内

※ 主な融資商品一覧表

区分	資金名	用途	貸出先	貸出限度	貸出期間
証書貸付	マイカーローン (一般型A)	自動車購入資金等	組合員 (個人に限る)	【基金協会型】 1,000万円以内(1万円単位)とし、所要額以内	【基金協会】 10年以内 (うち据置1ヵ月以内) 借換の場合は現在借入中の自動車資金の残存期間内
	マイカーローン (一般型C)	自動車購入資金等	当組合管内に住所もしくは勤務地を有する個人	【三菱UFJニコス型】 10万円以上1,000万円以内(1万円単位)とし、所要額以内 残価返済資金を自JAにて借換する場合は、残価額を上限(員外500万円以内)	【三菱UFJニコス型】 6ヵ月以上10年以内 (マイカーローン(残価設定型)における残価返済資金を借換する場合は、残価設定期間を含め10年以内)
	JAマイカーローン	自動車購入等	同上	【信販型】 10万円以上1,000万円以内(1万円単位)とし、所要額以内(員外500万円以内)	【信販型】 6ヵ月以上10年以内
	JAブライダルローン	結婚式費用・新婚旅行費用	組合員 (個人)	【基金協会型】 10万円以上500万円以内(1万円単位)とし、所要額以内	【基金協会型】 10年以内
			当組合管内に住所もしくは勤務地を有する個人	【信販型】 10万円以上500万円以内(1万円単位)とし、所要額以内	【信販型】 6ヵ月以上10年以内
	農機ハウスローン	農機具購入資金等	組合員 (個人に限る)	【基金協会型】 1,500万円以内(1万円単位)とし、所要額以内	【基金協会型】 10年以内 (うち据置2年以内) 借換の場合は現在借入中の農機具等購入資金の残存期間内
六次産業化支援資金	1. 農業生産に直接または間接に必要な資金 2. 農産物の加工・流通・販売に必要な資金 3. 地域の活性化や振興に必要な資金 4. 上記運転資金	組合員、組合法人及び集落営農組織(任意団体及び任意組織)	所要資金の範囲内	30年以内 (うち措置3年以内)	
当座貸越	営農ローン	営農に必要な運転資金	組合員 (個人)	【基金協会型】 300万円以内(10万円単位)	【基金協会型】 1年(契約更新時に支障がない場合は自動延長)
	カードローン (一般型A)	生活に必要な一切の資金	組合員 (個人に限る)	【基金協会型】 300万円以内(10万円単位)	【基金協会型】 1年(契約更新時に支障がない場合は自動延長)
	カードローン (一般型C)	生活に必要な一切の資金	当組合管内に住所もしくは勤務地を有する個人	【三菱UFJニコス型】 10万円以上500万円以内(10万円単位)	【三菱UFJニコス型】 1年(契約更新時に支障がない場合は自動延長)

※ 制度資金

(単位：百万円)

資金名	制度の概要・主旨	貸出金額
制度融資 農業近代化資金	経営意欲と能力がある農業者等に対し、長期かつ低利資金を融通することにより、農業経営の近代化に資することを目的とする資金	116
経営基盤強化資金(スーパーL資金)(日本政策金融公庫)	認定農業者が農業経営改善資金計画達成のために必要な長期資金を資することを目的とする資金	2

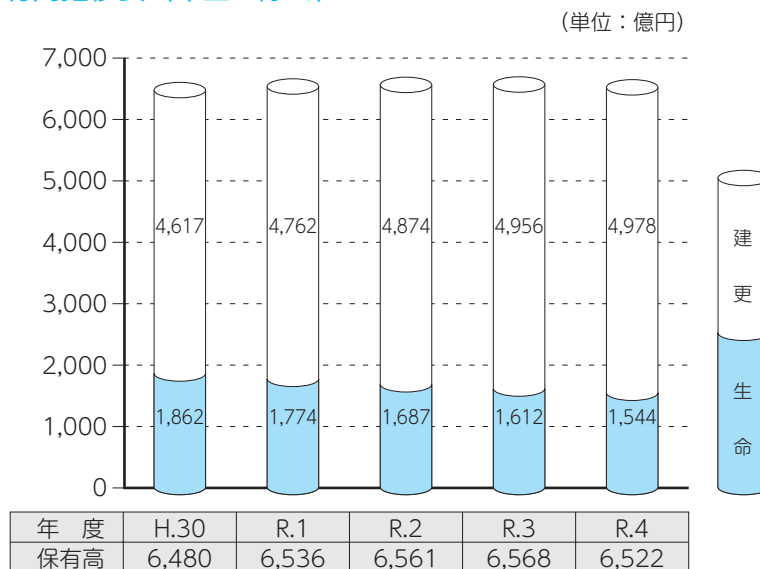
(2) 共済事業

J A共済は、最良の保障・価格・サービスによる「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者の豊かな生活づくりに努めています。

- ①高齢化社会の進行にともない、豊かな老後の生活に役立つ年金共済の普及を図っています。
- ②お子さまの輝く未来と安心のために、教育資金に備える「子ども共済」の普及を図っています。
- ③医療共済により、あらゆる病気・ケガによる入院・手術を一生保障します。
- ④自動車共済「クルマスター」により、保障の拡大を図っています。
- ⑤建物更生共済「むてきプラス」等により、火災や台風だけでなく地震にもケガにもしっかり備えることができます。
- ⑥全契約者に対する3Q活動の実践により組合員・利用者ニーズに即した相談・提案活動に取り組んでいます。

注：詳しくは、当J A各金融店舗にお問い合わせ下さい。

※ 長期共済保有高推移表（年金を除く）



※ J A共済の種類

区分	共済種類	特徴
長期共済	終身共済	責任世代を大きく保障し、災害や入院も万全な生涯保障の共済
	養老生命共済	災害・病気等に対し、大型保障で満期付き共済
	子ども共済	お子様の成長に必要な保障と、資金作りができる共済
	がん共済	がんの特化した合理的な保障を提供できる共済
	医療共済	病気やケガによる入院・手術を一生保障する共済
	介護共済	要介護状態となったときの保障を一生にわたり確保する共済
	予定利率変動型年金共済(終身年金タイプ)	ゆとりある老後の資金を、一生にわたって受け取れる年金
	予定利率変動型年金共済(定期年金タイプ)	無理のない掛金で、必要な期間(5・10・15年)大きく受け取れる年金
	生活障害共済	病気やケガにより身体に障害を負った際の経済的な損失を保障する共済
	特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障
認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備える保障	
短期共済	建物更生共済	住宅の火災・災害に対し、大きく保障し満期も楽しめる共済
	自動車共済	対人・対物・車両・搭乗者等、安い掛金で安心できるワイドな保障
	自賠責共済	法律により加入が義務づけられた、対人賠償共済
	火災共済	短期保障で掛け金負担が軽い、火災共済(掛け捨て方式)
	傷害共済	災害(ケガ)の保障をし、通院についてもお支払する共済
	賠償責任共済	損害賠償義務を負ったとき保障する共済

(3) 開発相談事業

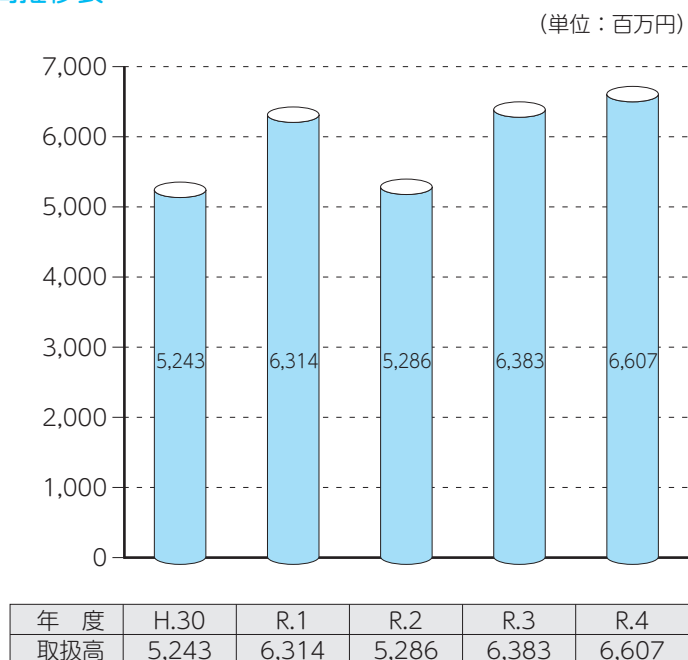
組合員の経済的安定のため、組合員の資産保全及び運用等を提案する開発業務と、組合員生活に関する法律、税務の相談業務を行っています。

- ①開発業務では、住みよいまちづくりを目指して、賃貸住宅・貸倉庫建設及びテナント誘致などの提案や土地・建物の取引、及び開発に関する相談・情報の提供などを行っています。
- ②相談業務では、農中信託銀行を交えた遺言信託や、相続発生時の税理士紹介、弁護士・税理士による定期的な相談会の開催、適正な確定申告を目指した複式簿記での記帳代行及び不動産貸付業務に関してなど幅広い相談を受け付けています。

また、青色申告会では、税務・記帳等の研修会を開催し税務知識の向上を図っています。

注：詳しくは、本店総合相談センター（開発相談課）にお問い合わせ下さい。

※ 開発取扱高推移表



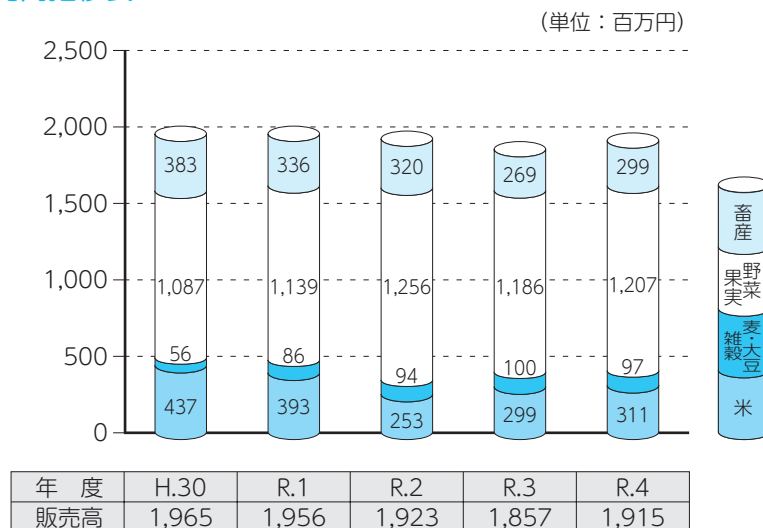
(4) 営農指導・販売事業・購買事業

営農指導を柱に、農家組合員の所得向上と安全・安心・高品質な食料を安定して供給するため、栽培暦に基づいた農畜産物の生産・販売・指導を行っています。

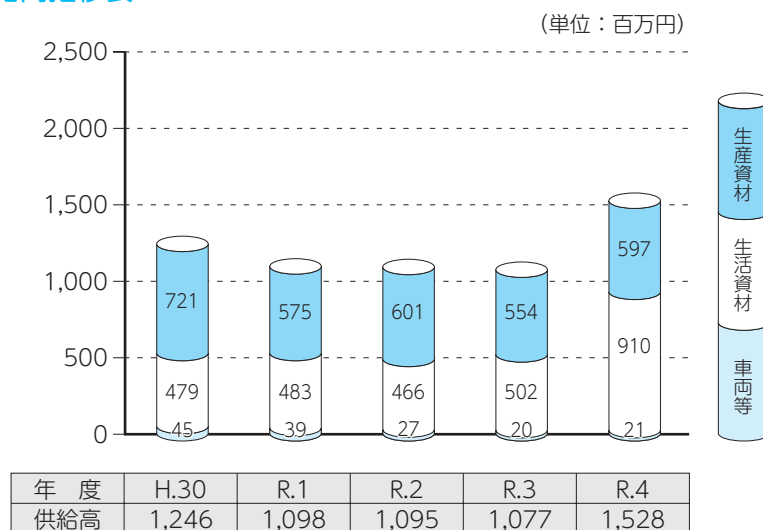
- ①「安全」・「安心」を基本に、農畜産物（米・麦・大豆・園芸作物、肥育牛等）の生産・販売拡大、及びTAC（担い手対応涉外）を中心とした営農担当職員による担い手の育成・サポート支援に取り組んでいます。
- ②新規就農者や農業後継者の育成を目的に「ちくし農業塾」を開講。修了生は農産物直売所「ゆめ畑」の出荷者や生産部会の部会員として活躍しています。
- ③購買事業では、農業者の所得増大を目的に、生産コスト低減に向けた安価な資材の提供に努めるとともに、公的な肥料高騰対策支援事業に取り組んでいます。また、不要となった農薬、ポリエチレン・プラスチック製品の回収を行い、環境負荷の軽減に取り組んでいます。
- ④消費者ニーズに応じた「選ばれる米づくり運動」を展開し、JA筑紫米（れんげ米夢つくし、夢つくし、元気つくし、ヒノヒカリ）の拡販に取り組んでいます。
また、各地区の農畜産物直売所「ゆめ畑」では、新鮮で、安全・安心な農畜産物の提供による地産地消費を展開しています。

注：詳しくは、本店営農生活部にお問い合わせ下さい。

※ 販売品販売高推移表



※ 購買品供給高推移表



(5) 高齢者福祉事業・旅行事業・葬祭事業

- ①本店（生活福祉課）では、高齢者福祉事業を通じ、組合員や地域の皆さまが安心して暮らせる地域づくりに努めています。介護を必要とされる方と各種サービスを結ぶ居宅介護支援事業、利用者のご家族が安心してご利用いただける通所介護事業を行っています。また、通所では1日体験サービスも行っています。
- ②本店（旅行センター）では、JA組合員の生活に関わる旅行（家族・グループ旅行、地域の旅行など）を通じ、JA組織活動の活性化及び組合員の余暇・ふれあいの充実、JAと組合員・地域との交流促進などに努めています。
- ③葬祭事業（共栄会）では、“一期一会”を大事にして厚生労働省認定の葬祭ディレクター資格を持つ職員が365日・24時間体制にてご葬儀の相談を承っています。
“精霊送り”・“人形供養祭”等のイベントを通じて地域に根差し、組合員・近隣の皆さまに貢献できるように努めています。
また、ご遺族の心のケアは勿論のこと、葬儀後の仏事や遺品整理などもご相談いただけます。
セレモニー定期積金「NEWにじ」の会員の方は葬祭割引特典としてJA葬儀基本項目、生花スタンド、ギフト用品、初盆提灯等の割引などがご利用いただけます。
※セレモニー定期積金「NEWにじ」の加入は、随時金融店舗の窓口で受け付けています。



「農の生け花」研究会の皆さまの作品

VI. 事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

J A 筑紫は、安全で安心な農産物を提供するため、「食の安全・安心推進本部」を柱として、生産履歴記帳・ポジティブリスト（残留農薬の基準厳守）・生産者等への支援に取り組んでいます。

(1) 安全・安心な農産物作りへの取り組み

- ①安全で安心な農産物の生産・販売・指導に向けて、生産履歴の記帳・提出の徹底、農薬使用基準の遵守に取り組んでいます。
- ②病害虫に強い作物や品種の選定、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや土壌改良の実施により、農薬使用回数の削減に取り組んでいます。
- ③食育活動及び地産地消運動強化のため、学校給食への納入品目の拡大、作付誘導に取り組んでいます。

(2) 担い手の創出・育成の取り組み

- ①水田フル活用に向け、新たな農業政策を活用した担い手への農地集積を図り、農業者の所得向上、農業生産の拡大に取り組んでいます。
- ②関係部署との連携による税務・法律・経営面での相談機能の充実を図り、農業経営管理支援強化に取り組んでいます。
- ③農業を取り巻く環境の変化に対応し、TACを中心とした営農担当職員で組合員の経営のニーズに応じた事業の提案に取り組んでいます。

(3) 地産地消・食農教育への取り組み

- ①「J A 筑紫ふるさとまつり」を地域住民の皆さま多数の参加のもと開催し、食農教育を基本とした地産地消運動や地域密着活動に取り組んでいます。
- ②農産物収穫体験や農業体験を企画し、食育活動に取り組んでいます。
- ③「ちゃぐりん食堂グループ」では、地域フードバンクと連携し、子ども食堂に取り組んでいます。
- ④農産物直売所「ゆめ畑那珂川店」・「ゆめ畑太宰府店」・「ゆめ畑大野城店」・「ゆめ畑筑紫野店」・「ゆめ畑春日店」では地元野菜の販売や定期的なイベントを開催し、地産地消運動の柱となっています。

2. 社会的責任と地域貢献活動

「地域と自然を大切にするJ A 筑紫」

J A 筑紫は、農業及び地域の組織として“J A 独自”の特性を活かして、豊かな自然を守り、安全・安心な食料の安定供給に努め、地域の皆さまとのふれあいを大切に、地域の発展に貢献します。

(1) 自然・環境保護への取り組み

- ①農業用廃棄プラスチック・不要農薬の回収運動を行っています。
- ②女性部を中心として、マイバッグ・マイはし・マイ茶運動を行っています。
- ③本店・各支店・事業所において緑のカーテンを設置し、温度上昇の抑制を図り、エコ活動を行います。
- ④女性部活動では、「環境問題は、まず私から8ヶ条」を唱和し、節電をはじめ環境問題に取り組んでいます。
- ⑤ゆめ畑では環境にやさしいバイオレジ袋を使用し、環境保護に取り組んでいます。

(2) 健康を守る取り組み

- ①一日人間ドックで、基本健診・大腸ガン・子宮ガン・乳ガン、腹部エコー検診等を行い心と体の健康づくりに取り組んでいます。
- ②地元産の、安全で良食味のJ A 筑紫ブランド米「夢つくし」・「元気つくし」・「つくし娘」の消費拡大運動を展開しています。
- ③居宅介護支援「J A 筑紫ケアプランサービス」・通所介護「デイサービスセンターJ A 筑紫アネシス」が行政の指定を受け、介護事業を行っています。

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

- ①文化的・社会的貢献に関する取り組み
ア. 「ゆめ畑那珂川店」・「ゆめ畑太宰府店」・「ゆめ畑大野城店」・「ゆめ畑筑紫野店」・「ゆめ畑春日店」などの農産物直売所では「新鮮・安全・安心」な採れたて野菜等の販売、生産者と消費者との交流の場の創出やイベントの開催

- イ. JA施設を料理・手芸・カラオケ・ダンス等の文化活動教室として開放
- ウ. 食品ロス削減の活動として、ご家庭で眠っている食べきれない食品を持ち寄り必要としている方へ寄付をする「フードドライブ」を実施
- エ. 管内の各行政主催イベント等への地域活動としての積極的な参加
- オ. 青壮年部を中心とした小学校での稲作り等の農業体験の実施
- カ. 地域密着活動としての食農教育の実施
- キ. 生産者と消費者との交流の場としての「JA筑紫ふるさとまつり」、地元産米の消費拡大としての「JA筑紫米年間特約キャンペーン」等による「地産地消運動」の展開
- ク. 各金融店舗を拠点とした「地域交流活動」（イベント・収穫体験・ボランティア等）を計画・実施
- ②利用者ネットワーク化への取り組み
 - ア. 地域の高齢者の方々に“健康で生きがい”のある生活のお手伝いとして、レクリエーションやお喋り等で楽しい一日をお過ごしいただける「JAいこいの広場」を開催しています。
 - イ. 年金友の会「地区別大会」・「グラウンドゴルフ大会」の開催、「ゆったり旅」・「日帰りの旅」・「陽春の旅」の実施
 - ウ. 年金相談、税務相談、法律相談対応及び本店で実施する総合相談会（年金・税務・資産運用・相談・法律・営農等）の開催

（４）地域貢献活動の取り組み

- ①「JA筑紫安全安心まちづくり隊（福岡県「みんなで防犯応援隊」に登録）」として以下の活動を行い、筑紫地区の安全で安心なまちづくりに取り組んでいます。
 - ア. 「ながら防犯」の腕章を装着し、公用車や渉外活動バイクに「ながら防犯」のステッカーを貼付して、店外業務をしながらの「防犯パトロール」活動を実施しています。
 - イ. 各季節及び年末に実施される「交通安全県民運動」や「飲酒運転撲滅運動」の期間中を中心に、本店をはじめ各金融店舗やゆめ畑各店舗において、「のぼり旗設置」「チラシ配布」或いは「児童や高齢者への声掛け」を行い、交通事故防止の啓発活動を実施しています。
 - ウ. 「二セ電話気づかせ隊」登録事業所として、各金融店舗やゆめ畑各店舗に「のぼり旗設置」や「ポスター掲示」を行うとともに、来客者に対して「チラシ配布」や「積極的な声掛け」を行い、二セ電話詐欺被害防止の啓発活動を実施しています。
 - エ. 各種イベントなどにおいて、警察官による「交通事故防止」や「二セ電話詐欺被害防止」などの講演の場を設け、また、警察イベントに参加して農産物を提供するなど、警察活動に対して積極的に協力しています。
- ②「安全運転推進マイカーローンキャンペーン」を実施し、マイカーローン契約実績の寄付金で購入した「交通事故防止資材」や「防犯資材」を、筑紫地区を管轄する交通安全協会や防犯協会等に贈呈する取り組みを行っています。

3. 情報提供活動

- ①毎月8日の組合員訪問日に組合員向け広報誌「ふぁみーゆ」を発行。各種情報を提供しています。
- ②ホームページ（<http://www.ja-chikushi.or.jp/>）で各種情報を提供しています。
組合員向け広報誌「ふぁみーゆ」、地域住民向けコミュニティ誌「comu（こみゅ）」の閲覧。
- ③営農と生活に役立つ情報誌として家の光3誌（家の光・地上・ちゃぐりん）普及運動と、日本農業新聞への記事を投稿しています。
- ④地域住民向けコミュニティ誌「comu（こみゅ）」を年2回発行し、「食と農」をPRしています。
- ⑤「ゆめ畑通信」をゆめ畑5店舗で発行し、消費者へJAや農業、食に関する情報を提供しています。
- ⑥地域の皆さまにJAをより身近に感じていただくため、「支店だより」を全支店・出張所で発行し、組合員・利用者の皆さまへの配布とホームページへ掲載しています。
- ⑦若者や女性をメインターゲットとして、インスタグラムでの情報発信に努めています。

4. リスク管理の状況

（1）リスク管理体制

◇リスク管理基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことがますます重要となっています。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会・ALM委員会を開催して、以下の事項について検討を行っています。

- ①リスク管理態勢の確立に関する事項
- ②リスク管理関連の諸施策に関する事項
- ③コンプライアンス態勢の確立に関する事項

- ④コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑤その他目的達成に必要な事項

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1) 信用リスク管理

当組合では、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

注：ALMとは、資産・負債の総合管理を意味し、主に金融機関において活用される資産・負債のリスク管理方法を指します。

(3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品毎に異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるように努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止に努めています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

(7) 災害時リスク管理

当組合では、大規模災害が発生する可能性が高まった場合または実際に発生した場合に、迅速かつ確に事業継続計画（BCP）の実践を行うため、大規模災害発生時を想定したBCPの策定と運用マニュアルの周知に努めています。

(2) 法令等遵守体制

◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

- ①社会的責任と公共的使命の認識
当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。
- ②組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供
創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。
- ③法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。
- ④反社会的勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。
- ⑤透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、本・支店・事業所責任者及び担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映させるため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇令和4年度の取り組み事項

- ①令和4年度コンプライアンス・プログラムの策定・取り組み
- ②コンプライアンス関係諸規程等の検証と必要な見直し
- ③法令遵守の職場風土の醸成、連続職場離脱の実施状況の検証、コンプライアンス研修の実施
- ④コンプライアンス態勢の強化及び不祥事未然防止活動、関係部署との連携による事務堅硬化取り組み及び各部署の自主検査能力の向上
- ⑤個人情報保護対策や情報セキュリティの対応強化
- ⑥大規模災害発生時を想定したBCP（事業継続計画）委員会の開催と運用マニュアルの周知

◇令和5年度の取り組み事項

- ①令和5年度コンプライアンス・プログラムの策定・取り組み
- ②コンプライアンス関係諸規程等の検証と必要な見直し
- ③法令遵守の職場風土の醸成、連続職場離脱の実施状況の検証、コンプライアンス研修の実施
- ④コンプライアンス態勢の強化及び不祥事未然防止活動、関係部署との連携による事務堅硬化取り組み及び各部署の自主検査能力の向上
- ⑤個人情報保護対策や情報セキュリティの対応強化
- ⑥大規模災害発生時を想定したBCP（事業継続計画）委員会の開催と運用マニュアルの周知

(3) 金融ADR制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）やJA共済相談受付センター（電話：0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

- 当組合の苦情等受付窓口 金融共済部推進課（電話：092-924-3271）
金融共済部共済課（電話：092-924-1312）
総務部リスク管理課（電話：092-924-1311）

【月～金 9時～17時】

(2) 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業
福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208）
福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）
福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）
- 共済事業
（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構
<https://www.jibai-adr.or.jp/>
（公財）日弁連交通事故相談センター
<https://www.n-tacc.or.jp/>
（公財）交通事故紛争処理センター
<https://www.jcstad.or.jp/>
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

(4) 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- ①組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ②組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ④電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については適切な対応に努めます。

(5) 個人情報の取扱い方針

◇個人情報保護方針

筑紫農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

①関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

②利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

③適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

④安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

⑤仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

⑥第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

⑦機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

⑧開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

⑨苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

⑩継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

筑紫農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- ①当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- ②当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- ③当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- ④当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- ⑤当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

（6）内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店及び事業所のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、10.85%となりました。

(2) 経営の健全化の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

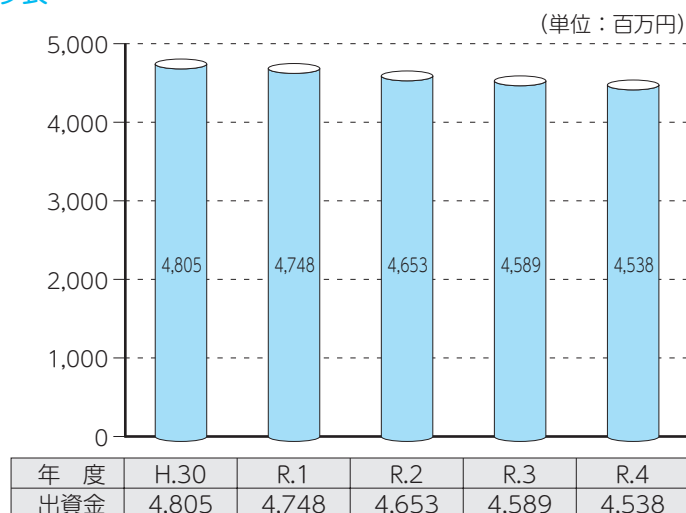
○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	筑紫農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	4,538百万円 (前年度4,589百万円)

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

令和5年3月末の出資金額は、対前年度比51百万円減の4,538百万円となっています。

※ 出資金推移表



6. 金融円滑化対応の状況

(1) 金融円滑化にかかる基本方針

当JA筑紫（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- ①当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- ②当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- ③当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- ④当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- ⑤当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、関係する他の金融機関等（日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- ⑥当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (ア) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (イ) 金融担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」、責任部署を金融共済部として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (ウ) 本・支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本・支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- ⑦当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

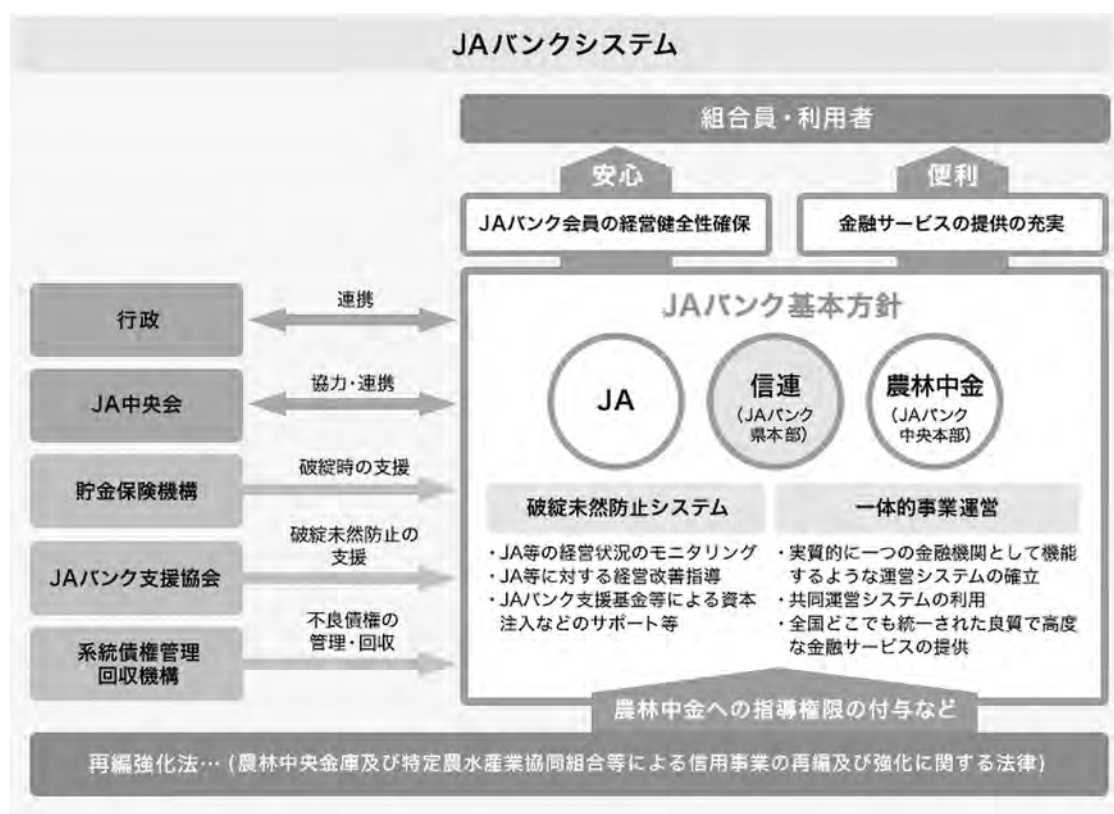
この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当組合は、今後、お客さまとの保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

7. JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



Ⅶ. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

資 産 の 部 科 目	令 和 3 年 度 令和4年3月31日現在	令 和 4 年 度 令和5年3月31日現在
1. 信 用 事 業 資 産	395,975,467,738	410,881,573,526
(1) 現 金	1,236,004,562	1,280,514,995
(2) 預 金	209,313,349,879	224,423,081,831
(系 統 預 金)	(204,867,926,730)	(220,223,519,453)
(系 統 外 預 金)	(4,445,423,149)	(4,199,562,378)
(3) 買 入 金 銭 債 権	561,092,000	455,283,273
(4) 有 価 証 券	10,559,100,000	10,628,187,000
(国 債)	(5,657,590,000)	(5,392,810,000)
(地 方 債)	(339,780,000)	(323,780,000)
(社 債)	(2,618,580,000)	(3,278,947,000)
(受 益 証 券)	(1,943,150,000)	(1,632,650,000)
(5) 貸 出 金	174,185,802,962	173,927,296,218
(6) その他の信用事業資産	239,699,686	243,456,380
(未 収 収 益)	(201,534,933)	(206,488,813)
(そ の 他 の 資 産)	(38,164,753)	(36,967,567)
(7) 貸 倒 引 当 金	△ 119,581,351	△ 76,246,171
2. 共 済 事 業 資 産	12,025,710	6,780,378
(1) その他の共済事業資産	12,025,710	6,780,378
3. 経 済 事 業 資 産	688,212,434	734,851,387
(1) 経 済 事 業 未 収 金	124,380,692	130,599,331
(2) 経 済 受 託 債 権	124,658,679	138,732,105
(3) 棚 卸 資 産	93,331,812	136,376,044
(購 買 品)	(57,474,107)	(100,917,228)
(そ の 他 の 棚 卸 資 産)	(35,857,705)	(35,458,816)
(4) その他の経済事業資産	347,963,659	332,756,155
(5) 貸 倒 引 当 金	△ 2,122,408	△ 3,612,248
4. 雑 資 産	895,612,513	812,892,688
5. 固 定 資 産	10,388,756,110	10,320,932,305
(1) 有 形 固 定 資 産	10,373,968,752	10,302,791,413
(建 物)	(5,041,106,234)	(5,232,896,785)
(機 械 装 置)	(1,741,952,707)	(1,746,756,155)
(土 地)	(7,467,173,704)	(7,455,308,514)
(そ の 他 の 有 形 固 定 資 産)	(1,524,950,343)	(1,584,515,868)
(建 設 仮 勘 定)	(3,072,300)	(0)
(減 価 償 却 累 計 額)	(△ 5,404,286,536)	(△ 5,716,685,909)
(2) 無 形 固 定 資 産	14,787,358	18,140,892
6. 外 部 出 資	4,750,203,301	4,750,203,301
(1) 外 部 出 資	4,750,203,301	4,750,203,301
(系 統 出 資)	(4,610,859,300)	(4,610,859,300)
(系 統 外 出 資)	(109,444,001)	(109,444,001)
(子 会 社 等 出 資)	(29,900,000)	(29,900,000)
7. 繰 延 税 金 資 産	345,562,756	466,520,458
資 産 の 部 合 計	413,055,840,562	427,973,754,043

(単位：円)

負債及び純資産の部 科 目	令 和 3 年 度 令和4年3月31日現在	令 和 4 年 度 令和5年3月31日現在
1. 信用事業負債	382,044,866,266	397,538,323,351
(1) 貯 金	362,703,691,368	378,627,520,940
(2) 譲 渡 性 貯 金	15,200,000,000	15,100,000,000
(3) 借 入 金	4,857,333	2,451,523
(4) その他の信用事業負債 (未 払 費 用)	4,136,317,565 (139,569,878)	3,808,350,888 (145,547,331)
(その 他 の 負 債)	(3,996,747,687)	(3,662,803,557)
2. 共 済 事 業 負 債	509,538,281	494,111,898
(1) 共 済 資 金	194,497,405	181,954,171
(2) 未経過共済付加収入	309,453,334	311,888,156
(3) 共 済 未 払 費 用	5,587,542	269,571
3. 経 済 事 業 負 債	857,934,526	454,899,822
(1) 経 済 事 業 未 払 金	621,450,955	189,601,624
(2) 経 済 受 託 債 務	235,251,470	256,089,162
(3) その他の経済事業負債	1,232,101	9,209,036
4. 雑 負 債	651,332,511	581,094,283
(1) 未 払 法 人 税 等	106,594,600	146,639,300
(2) 資 産 除 去 債 務	6,000,000	6,000,000
(3) そ の 他 の 負 債	538,737,911	428,454,983
5. 諸 引 当 金	1,697,126,013	1,556,995,096
(1) 賞 与 引 当 金	223,670,645	230,714,420
(2) 退 職 給 付 引 当 金	1,354,971,735	1,251,098,143
(3) 役 員 退 任 慰 労 引 当 金	118,483,633	75,182,533
6. 再評価に係る繰延税金負債	1,393,366,540	1,390,091,610
負 債 の 部 合 計	387,154,164,137	402,015,516,060
1. 組 合 員 資 本	21,981,142,239	22,430,881,442
(1) 出 資 金	4,589,463,000	4,538,252,000
(2) 利 益 剰 余 金	17,443,940,239	17,948,549,442
利 益 準 備 金	5,692,000,000	5,792,000,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	11,751,940,239	12,156,549,442
(教 育 積 立 金)	(1,000,000,000)	(1,000,000,000)
(営 農 指 導 事 業 強 化 積 立 金)	(1,000,000,000)	(1,000,000,000)
(信 用 事 業 基 盤 強 化 積 立 金)	(1,450,000,000)	(1,500,000,000)
(経 済 事 業 基 盤 強 化 積 立 金)	(1,000,000,000)	(1,000,000,000)
(高 齢 者 福 祉 事 業 積 立 金)	(300,000,000)	(300,000,000)
(共 同 乾 燥 施 設・精 米 施 設(セ ン ター)改 修 積 立 金)	(102,000,000)	(500,000,000)
(土 地 取 得 積 立 金)	(200,000,000)	(200,000,000)
(給 油 所 施 設 改 修(地 下 タ ン ク 等)積 立 金)	(36,700,000)	(36,700,000)
(基 幹 電 算 シ ス テ ム 等 取 得 積 立 金)	(300,000,000)	(300,000,000)
(固 定 資 産 修 繕 積 立 金)	(460,000,000)	(500,000,000)
(減 損 会 計 積 立 金)	(385,652,585)	(366,535,354)
(合 併 50 周 年 記 念 積 立 金)	(100,000,000)	(100,000,000)
(米 価 下 落 準 備 積 立 金)	(50,000,000)	(50,000,000)
(新 会 計 等 法 制 度 改 正 対 策 積 立 金)	(250,000,000)	(300,000,000)
(特 別 積 立 金)	(3,700,000,000)	(3,870,000,000)
(当 期 未 処 分 剰 余 金)	(1,417,587,654)	(1,133,314,088)
(う ち 当 期 剰 余 金)	(495,597,517)	(586,566,718)
(3) 処 分 未 済 持 分	△ 52,261,000	△ 55,920,000
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,920,534,186	3,527,356,541
(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	391,169,622	6,539,905
(2) 土 地 再 評 価 差 額 金	3,529,364,564	3,520,816,636
純 資 産 の 部 合 計	25,901,676,425	25,958,237,983
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	413,055,840,562	427,973,754,043

(2) 損益計算書

(単位：円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
1. 事 業 総 利 益	4,284,894,044	4,464,531,294
事 業 収 益	6,144,821,688	6,149,506,015
事 業 費 用	1,859,927,644	1,684,974,721
(1) 信 用 事 業 収 益	3,256,376,594	3,360,803,281
資 金 運 用 収 益	3,149,948,473	3,210,508,695
(うち 預 金 利 息)	(1,006,962,162)	(983,042,261)
(うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(102,661,695)	(121,500,299)
(うち 貸 出 金 利 息)	(1,903,270,622)	(1,952,756,939)
(うち 其 他 受 入 利 息)	(137,053,994)	(153,209,196)
役 務 取 引 等 収 益	69,213,835	72,137,732
其 他 事 業 直 接 収 益	0	18,620,000
其 他 経 常 収 益	37,214,286	59,536,854
(2) 信 用 事 業 費 用	609,582,597	472,777,403
資 金 調 達 費 用	147,058,168	128,324,536
(うち 貯 金 利 息)	(127,106,699)	(110,528,756)
(うち 給 付 補 填 備 金 繰 入)	(14,354,404)	(11,827,317)
(うち 譲 渡 性 貯 金 利 息)	(5,454,343)	(5,804,091)
(うち 借 入 金 利 息)	(142,722)	(164,372)
役 務 取 引 等 費 用	32,411,208	30,251,387
其 他 経 常 費 用	430,113,221	314,201,480
(うち 貸 倒 引 当 金 戻 入 益)	(0)	(△ 43,335,180)
(うち 貸 倒 引 当 金 繰 入 額)	(53,889,904)	(0)
信 用 事 業 総 利 益	2,646,793,997	2,888,025,878
(3) 共 済 事 業 収 益	1,030,978,173	962,394,502
共 済 付 加 収 入	959,781,617	904,477,095
其 他 の 収 益	71,196,556	57,917,407
(4) 共 済 事 業 費 用	58,119,376	48,808,596
共 済 推 進 費	44,346,822	35,860,727
其 他 の 費 用	13,772,554	12,947,869
共 済 事 業 総 利 益	972,858,797	913,585,906
(5) 購 買 事 業 収 益	851,455,680	850,324,069
購 買 品 供 給 高	800,272,152	753,303,454
購 買 手 数 料	32,877,777	80,497,843
修 理 サ ー ビ ス 料	16,496,459	15,200,010
其 他 の 収 益	1,809,292	1,322,762
(6) 購 買 事 業 費 用	709,151,001	683,008,770
購 買 品 供 給 原 価	647,591,305	621,011,576
購 買 品 供 給 費	44,142,613	44,247,483
修 理 サ ー ビ ス 費	954,888	1,203,189
其 他 の 費 用	16,462,195	16,546,522
(うち 貸 倒 引 当 金 繰 入 額)	(2,072,967)	(1,489,840)
購 買 事 業 総 利 益	142,304,679	167,315,299
(7) 販 売 事 業 収 益	361,400,297	333,791,367
販 売 品 販 売 高	160,992,737	143,434,874
販 売 手 数 料	178,156,865	180,878,941
其 他 の 収 益	22,250,695	9,477,552
(8) 販 売 事 業 費 用	161,964,790	146,945,734
販 売 品 販 売 原 価	116,180,965	103,874,997
販 売 費	6,093,682	5,735,604
其 他 の 費 用	39,690,143	37,335,133
販 売 事 業 総 利 益	199,435,507	186,845,633
(9) 保 管 事 業 収 益	5,557,707	6,080,410
(10) 保 管 事 業 費 用	4,500,518	5,653,124
保 管 事 業 総 利 益	1,057,189	427,286
(11) 加 工 事 業 収 益	171,386,207	157,078,962
(12) 加 工 事 業 費 用	156,128,659	138,707,575
加 工 事 業 総 利 益	15,257,548	18,371,387

(単位：円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
(13)利 用 事 業 収 益	124,831,844	122,294,057
(14)利 用 事 業 費 用	57,727,408	61,612,219
利 用 事 業 総 利 益	67,104,436	60,681,838
(15)農地利用調整事業収益	2,176,286	2,539,194
(16)農地利用調整事業費用	314,040	620,150
農地利用調整事業総利益	1,862,246	1,919,044
(17)葬 祭 事 業 収 益	281,336,548	288,756,078
(18)葬 祭 事 業 費 用	157,004,471	160,037,645
葬 祭 事 業 総 利 益	124,332,077	128,718,433
(19)福 祉 事 業 収 益	62,058,735	53,263,572
(20)福 祉 事 業 費 用	53,901,878	57,358,653
福 祉 事 業 総 利 益	8,156,857	△ 4,095,081
(21)旅 行 事 業 収 益	1,042,859	3,461,492
(22)旅 行 事 業 費 用	934,746	858,870
旅 行 事 業 総 利 益	108,113	2,602,622
(23)開 発 相 談 事 業 収 益	163,727,184	158,516,435
(24)開 発 相 談 事 業 費 用	10,016,369	9,737,190
開 発 相 談 事 業 総 利 益	153,710,815	148,779,245
(25)指 導 事 業 収 入	11,771,380	14,423,698
(26)指 導 事 業 支 出	59,859,597	63,069,894
指 導 事 業 収 支 差 額	△ 48,088,217	△ 48,646,196
2. 事 業 管 理 費	3,690,625,807	3,758,778,606
(1)人 件 費	2,810,380,941	2,782,470,133
(2)業 務 費	199,109,427	211,180,338
(3)諸 税 負 担 金	167,788,965	161,009,647
(4)施 設 費	489,340,857	581,602,316
(5)そ の 他 事 業 管 理 費	24,005,617	22,516,172
事 業 利 益	594,268,237	705,752,688
3. 事 業 外 収 益	135,651,044	134,563,443
(1)受 取 雑 利 息	3,841,134	3,066,416
(2)受 取 出 資 配 当 金	78,865,640	78,864,800
(3)賃 貸 料	36,067,682	35,322,698
(4)雑 収 入	16,876,588	17,309,529
4. 事 業 外 費 用	42,921,083	15,806,029
(1)寄 付 金	391,179	412,786
(2)雑 損 失	32,981,797	5,289,498
(3)賃 貸 等 費 用	9,548,107	10,103,745
経 常 利 益	686,998,198	824,510,102
5. 特 別 利 益	1,431,208	1,501,389
(1)固 定 資 産 処 分 益	1,431,208	219,999
(2)災 害 共 済 金	0	1,281,390
6. 特 別 損 失	38,033,957	49,514,721
(1)固 定 資 産 処 分 損	23,686,542	16,050,075
(2)減 損 損 失	14,347,415	33,464,646
税 引 前 当 期 利 益	650,395,449	776,496,770
法人税・住民税及び事業税	124,502,050	166,801,091
法 人 税 等 調 整 額	30,295,882	23,128,961
法 人 税 等 合 計	154,797,932	189,930,052
当 期 剰 余 金	495,597,517	586,566,718
当 期 首 繰 越 剰 余 金	506,832,110	504,734,796
共同乾燥施設・精米(センター)改修積立金取崩額	398,000,000	0
減 損 会 計 積 立 金 取 崩 額	14,347,415	33,464,646
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	2,810,612	8,547,928
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,417,587,654	1,133,314,088

注：農業協同組合施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

(3) 注記表

令和3年度 注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
購買品(数量管理品)	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(売価管理品)	売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
加工品	総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、個別法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、調整を加えて販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、消費者が求める姿に加工調整を加え、商品として引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④利用事業

育苗センター・保冷貯蔵庫・ヘリでの防除・共同住宅等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤カントリー・ライスセンター事業

カントリーエレベーター、ライスセンターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に粉摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧その他の事業

保管事業、福祉事業、農地利用調整事業、旅行事業、開発相談事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除去した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

購買事業等において、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が291,408千円、事業費用が291,408千円減少してありますが、結果として事業利益、経常利益及び税引前当期利益には影響ありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 508,262,534円※

※繰延税金負債との相殺前の総額を記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 14,347,415円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,059,353,359円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額)	1,056,162,881円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	101,506,611円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額)	100,787,562円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額)	407,151,420円
(種類) 器具・備品	(圧縮記帳累計額)	23,773,188円
(種類) 土地	(圧縮記帳累計額)	369,971,697円

2. 担保に供している資産

①以下の資産は、公共の指定金融機関の担保に供しています。

(種類) 現金	(金額)	16,000,000円
(種類) 定期預金	(金額)	118,500,000円

②以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 定期預金	(金額)	10,000,000,000円
-----------	------	-----------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	(金額)	24,710円
子会社等に対する金銭債務の総額	(金額)	34,777,482円

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	2,890,791,938円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0円

5. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は492,648,391円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	残 高
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	191,771,324
危険債権	273,681,979
三月以上延滞債権	27,195,088
貸出条件緩和債権	0
合 計	492,648,391

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（注1に掲げるものを除く。）をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再生又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- 再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- 再評価の年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 1,542,841,920円

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

・子会社等との取引による収益総額	(金額)	20,607,781円
うち事業取引高	(金額)	18,560,536円
うち事業取引以外の取引高	(金額)	2,047,245円
・子会社等との取引による費用総額	(金額)	4,047,613円
うち事業取引高	(金額)	716,908円
うち事業取引以外の取引高	(金額)	3,330,705円

2. 減損損失に関する注記

【一般資産】

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、金融店舗は支店ごとに、購買店舗（グリーン店）、直売所、葬祭場及び農機センターは事業所ごとに一般資産としてグルーピングしています。

なお、金融店舗の出張所は貯金業務が中心であり、統括する支店と一体となった支店運営を行っていることから、統括する支店を含めた資産グループとして整理しています。

那珂川農機センターは農業機械の整備修理等において組合員の利便性に配慮した施設であり、農機センターの元で一体となった運営を行っていることから、農機センターを含めた資産グループとして整理しています。

ゆめ畑那珂川店は、西部グリーン店との複合店舗であり、一体となった店舗運営を行っていることから、西部グリーン店を含めた資産グループとして整理しています。

本店内に設置している開発相談事業、旅行事業及び福祉事業は、事業ごとに独立した一般資産としてグルーピングしています。

【共用資産】

開発相談事業、旅行事業及び福祉事業を除いた本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、J A 全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産としています。

カントリーエレベーター、ライスセンター、集荷場（農業倉庫を含む）、物流（資材配送、米販）センターについては、組合員の農業経営を継続するため、必要な施設であり、J A の事業基盤として組合員による事業利用を促進しており、J A 全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産としています。

【賃貸資産、遊休資産】

事業外の施設（賃貸資産、遊休資産）については、物件ごとに独立した資産としてグルーピングしています。

当事業年度において、以下の固定資産及び固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
筑紫野市吉木2556-1	金融店舗	建物及び建物附属設備等	御笠支店
筑紫野市阿志岐1521-8			阿志岐出張所
筑紫野市古賀408-9	金融店舗	建物及び器具・備品等	山口支店
那珂川市埋金546-1	金融店舗	建物及び器具・備品等	南畑支店
大野城市御笠川1-16-10	直売所	建物附属設備及び構築物	ゆめ畑大野城店
筑紫野市山家4906-2	賃貸資産	土地及び構築物	建貸地
太宰府市高雄1-3789-7	賃貸資産	土地	貸地
筑紫野市山口1912-2	賃貸資産	土地	貸地

事業所及び直売所の一般資産については、営業損益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸資産は、使用価値が帳簿価額まで達しないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳は以下の通りです。

筑紫野市吉木2556-1 御笠支店 筑紫野市阿志岐1521-8 阿志岐出張所	1,055,803円（建物 587,406円、機械装置 126,711円、 その他の有形固定資産 341,686円）
筑紫野市古賀408-9 山口支店	3,743,474円（建物 1,843,507円、その他の有形固定資産 1,899,967円）
那珂川市埋金546-1 南畑支店	2,694,595円（建物 2,049,804円、その他の有形固定資産 644,791円）
大野城市御笠川1-16-10 ゆめ畑大野城店	2,793,633円（建物 1,489,999円、その他の有形固定資産 1,303,634円）
筑紫野市山家4906-2 建貸地	3,799,129円（土地 3,629,428円、その他の有形固定資産 169,701円）
太宰府市高雄1-3789-7 貸地	239,639円（土地 239,639円）
筑紫野市山口1912-2 貸地	21,142円（土地 21,142円）
合 計	14,347,415円

減損金額を算出する基礎となった回収可能額については、正味売却価額により測定しております。また、その計算に用いる時価は固定資産税評価額を基に算定しています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債・社債・受益証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、福岡県信用農業協同組合連合会から借入れたものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。（市場リスクにかかる定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が311,194,581円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	209,313,349,879	209,315,380,639	2,030,760
有価証券			
その他有価証券	10,559,100,000	10,559,100,000	0
貸 出 金	174,185,802,962		
貸倒引当金(*1)	△ 119,581,351		
貸倒引当金控除後	174,066,221,611	178,043,946,309	3,977,724,698
資 産 計	393,938,671,490	397,918,426,948	3,979,755,458
貯 金(*2)	377,903,691,368	378,008,220,868	104,529,500
負 債 計	377,903,691,368	378,008,220,868	104,529,500

* 1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

* 2：貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金15,200,000,000円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額(単位:円)

外部出資*1 4,750,203,301

*1 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	205,313,349,879	0	0	0	0	4,000,000,000
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	220,180,000	0	864,420,000	200,000,000	671,250,000	8,187,300,000
貸 出 金	12,246,102,160	12,385,964,584	9,567,610,330	9,083,483,904	8,815,820,432	122,038,710,911
合 計	217,779,632,039	12,385,964,584	10,432,030,330	9,283,483,904	9,487,070,432	134,226,010,911

注1: 貸出金のうち、当座貸越394,506,085円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2: 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等48,110,641円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	294,773,506,919	29,932,004,522	49,329,686,205	3,424,397,289	444,096,433	0
合 計	294,773,506,919	29,932,004,522	49,329,686,205	3,424,397,289	444,096,433	0

注1: 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

注2: 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金15,200,000,000円を含めています。

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位:円)

		取 得 価 額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時 価)	差 額
貸借対照表計上額が取得 価額又は償却原価を超え るもの	国 債	3,324,533,150	3,763,990,000	439,456,850
	地 方 債	300,000,000	339,780,000	39,780,000
	社 債	1,800,000,000	1,827,780,000	27,780,000
	受 益 証 券	1,000,000,000	1,084,600,000	84,600,000
	小 計	6,424,533,150	7,016,150,000	591,616,850
貸借対照表計上額が取得 価額又は償却原価を超え ないもの	国 債	1,893,657,272	1,893,600,000	△ 57,272
	社 債	799,872,757	790,800,000	△ 9,072,757
	受 益 証 券	900,000,000	858,550,000	△ 41,450,000
	小 計	3,593,530,029	3,542,950,000	△ 50,580,029
合 計	10,018,063,179	10,559,100,000	541,036,821	

なお、上記差額から繰延税金負債149,867,199円を差し引いた額391,169,622円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,850,424,550円
勤務費用	151,131,340円
利息費用	6,331,046円
数理計算上の差異の発生額	△ 96,090,835円
退職給付の支払額	△ 218,927,946円
期末における退職給付債務	2,692,868,155円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,394,272,378円
期待運用収益	14,639,860円
数理計算上の差異の発生額	458,702円
特定退職金共済制度への拠出金	86,219,000円
退職給付の支払額	△ 157,693,520円
期末における年金資産	1,337,896,420円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,692,868,155円
特定退職金共済制度	△ 1,337,896,420円
未積立退職給付債務	1,354,971,735円
退職給付引当金	1,354,971,735円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	151,131,340円
利息費用	6,331,046円
期待運用収益	△ 14,639,860円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 96,549,537円
合計	46,272,989円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	93.4%
現金および預金	6.6%
合計	100.0%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.560%
期待運用収益率	1.05%

(注) 割引率については、複数の割引率を使用しているため、イールドカーブ等価アプローチによる単一の加重平均割引率を記載しています。

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金31,099,501円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、318,208,000円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産	
退職給付引当金	375,327,171円
賞与引当金	61,956,769円
固定資産減損損失	191,505,548円
役員退職慰労引当金	32,819,966円
未払費用	21,443,301円
その他	8,009,099円
繰延税金資産小計	691,061,854円
評価性引当額	△ 182,799,320円
繰延税金資産合計 (A)	508,262,534円
○繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 12,832,579円
有価証券評価差額金	△ 149,867,199円
繰延税金負債合計 (B)	△ 162,699,778円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	345,562,756円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.67%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.68%
法人税額の特別控除	△ 3.65%
住民税均等割等	1.71%
評価性引当額の増減	△ 0.08%
その他	△ 0.87%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.80%

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和4年度 注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法
子会社株式	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
購買品(数量管理品)	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(売価管理品)	売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
加工品	総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、個別法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、調整を加えて販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、消費者が求める姿に加工調整を加え、商品として引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④利用事業

育苗センター・保冷貯蔵庫・ヘリでの防除・共同住宅等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤カントリー・ライスセンター事業

カントリーエレベーター、ライスセンターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に粉摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧その他の事業

保管事業、福祉事業、農地利用調整事業、旅行事業、開発相談事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

〔時価の算定に関する会計基準の適用指針〕(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 481,858,643円※

※繰延税金負債との相殺前の総額を記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 33,464,646円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,059,353,359円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額)	1,056,162,881円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	101,506,611円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額)	100,787,562円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額)	407,151,420円
(種類) 器具・備品	(圧縮記帳累計額)	23,773,188円
(種類) 土地	(圧縮記帳累計額)	369,971,697円

2. 担保に供している資産

①以下の資産は、公共の指定金融機関の担保に供しています。

(種類) 現金	(金額)	15,000,000円
(種類) 定期預金	(金額)	118,500,000円

②以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れています。

(種類) 定期預金	(金額)	5,500,000,000円
-----------	------	----------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	(金額)	1,550円
子会社等に対する金銭債務の総額	(金額)	37,494,939円

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	5,187,592,590円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0円

5. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は428,204,480円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種類	残高
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	136,600,703
危険債権	265,367,804
3ヵ月以上延滞債権	26,235,973
貸出条件緩和債権	0
合計	428,204,480

注1：破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（注1に掲げるものを除く。）をいう。

注3：3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- 再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- 再評価の年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 1,545,116,160円

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

・子会社等との取引による収益総額	(金額)	22,062,173円
うち事業取引高	(金額)	20,425,809円
うち事業取引以外の取引高	(金額)	1,636,364円
・子会社等との取引による費用総額	(金額)	4,721,874円
うち事業取引高	(金額)	1,353,782円
うち事業取引以外の取引高	(金額)	3,368,092円

2. 減損損失に関する注記

【一般資産】

当JAは、場所別の管理会計上の区分を基本に、金融店舗は支店ごとに、購買店舗（グリーン店）、直売所、葬祭場及び農機センターは事業所ごとに一般資産としてグルーピングしています。

なお、金融店舗の出張所は貯金業務が中心であり、統括する支店と一体となった支店運営を行っていることから、統括する支店に含めた資産グループとして整理しています。

那珂川農機センターは農業機械の整備修理等において組合員の利便性に配慮した施設であり、農機センターの元で一体となった運営を行っていることから、農機センターに含めた資産グループとして整理しています。

ゆめ畑那珂川店は、西部グリーン店との複合店舗であり、一体となった店舗運営を行っていることから、西部グリーン店に含めた資産グループとして整理しています。

本店内に設置している開発相談事業、旅行事業及び福祉事業は、事業ごとに独立した一般資産としてグルーピングしています。

【共用資産】

開発相談事業、旅行事業及び福祉事業を除いた本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、JA全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産としています。

カントリーエレベーター、ライスセンター、集荷場（農業倉庫を含む）、物流（資材配送、米販）センターについては、組合員の農業経営を継続するため、必要な施設であり、JAの事業基盤として組合員による事業利用を促進しており、JA全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産としています。

【賃貸資産、遊休資産】

事業外の施設（賃貸資産、遊休資産）については、物件ごとに独立した資産としてグルーピングしています。

当事業年度において、以下の固定資産及び固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
筑紫野市杉塚3-3-10	福祉事業	建物附属設備及び器具・備品等	本店（福祉）
那珂川市埋金546-1	金融店舗	建物等及び器具・備品	南畑支店
那珂川市松木1-156	直売所	建物等及び器具・備品等	西部グリーン店
春日市昇町7-74	直売所	土地及び建物等	ゆめ畑春日店
筑紫野市吉木2557-5	賃貸資産	土地	貸地
筑紫野市山口1912-2	賃貸資産	土地	貸地

事業所及び直売所の一般資産については、営業損益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸資産は、使用価値が帳簿価額まで達しないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳は以下の通りです。

筑紫野市杉塚3-3-10 福祉（本店）	1,168,066円（建物附属設備 155,254円、器具・備品等 1,012,812円）
那珂川市埋金546-1 南畑支店	1,979,498円（建物等 1,705,754円、器具・備品 273,744円）
那珂川市松木1-156 西部グリーン店	18,291,247円（建物等 17,103,129円、器具・備品等 1,188,118円）
春日市昇町7-74 ゆめ畑春日店	9,677,399円（土地 9,516,754円、建物等 145,205円、 器具・備品 15,440円）
筑紫野市吉木2557-5 貸地	2,327,294円（土地 2,327,294円）
筑紫野市山口1912-2 貸地	21,142円（土地 21,142円）
合 計	33,464,646円（建物等 19,109,342円、土地 11,865,190円、 器具・備品等 2,490,114円）

減損金額を算出する基礎となった回収可能額については、正味売却価額により測定しています。また、その計算に用いる時価は固定資産税評価額を基に算定しています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債・社債・受益証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、福岡県信用農業協同組合連合会から借入れたものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が248,860,697円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	224,423,081,831	224,396,848,134	△ 26,233,697
有価証券			
その他有価証券	10,628,187,000	10,628,187,000	0
貸 出 金	173,927,296,218		
貸倒引当金(*1)	△ 76,246,171		
貸倒引当金控除後	173,851,050,047	177,132,790,828	3,281,740,781
資 産 計	408,902,318,878	412,157,825,962	3,255,507,084
貯 金(*2)	393,727,520,940	393,666,738,761	△ 60,782,179
負 債 計	393,727,520,940	393,666,738,761	△ 60,782,179

*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

*2：貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金15,100,000,000円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から掲示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額(単位:円)

外部出資 4,750,203,301

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	220,223,519,453	0	0	0	0	4,199,562,378
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	0	818,660,000	200,000,000	646,950,000	300,000,000	8,667,040,000
貸 出 金	14,401,429,355	9,839,989,523	9,386,786,408	9,141,230,604	8,719,246,828	122,411,032,447
合 計	234,624,948,808	10,658,649,523	9,586,786,408	9,788,180,604	9,019,246,828	135,277,634,825

注1: 貸出金のうち、当座貸越404,944,267円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2: 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等27,581,053円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	307,773,152,357	44,329,148,687	40,468,048,959	612,669,659	544,501,278	0
合 計	307,773,152,357	44,329,148,687	40,468,048,959	612,669,659	544,501,278	0

注1: 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

注2: 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金15,100,000,000円を含めています。

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位:円)

		取 得 価 額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時 価)	差 額
貸借対照表計上額が取得 価額又は償却原価を超え るもの	国 債	3,322,028,706	3,665,210,000	343,181,294
	地 方 債	300,000,000	323,780,000	23,780,000
	社 債	700,000,000	713,127,000	13,127,000
	受 益 証 券	800,000,000	818,660,000	18,660,000
	小 計	5,122,028,706	5,520,777,000	398,748,294
貸借対照表計上額が取得 価額又は償却原価を超え ないもの	国 債	1,897,231,817	1,727,600,000	△ 169,631,817
	社 債	2,699,880,966	2,565,820,000	△ 134,060,966
	受 益 証 券	900,000,000	813,990,000	△ 86,010,000
	小 計	5,497,112,783	5,107,410,000	△ 389,702,783
合 計	10,619,141,489	10,628,187,000	9,045,511	

なお、上記差額から繰延税金負債2,505,606円を差し引いた額6,539,905円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当該事業年度に売却した有価証券

当年度中に売却した有価証券は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
受 益 証 券	215,768,347	18,620,000	0
合 計	215,768,347	18,620,000	0

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,692,868,155円
勤務費用	146,537,000円
利息費用	9,449,000円
数理計算上の差異の発生額	△ 116,149,834円
退職給付の支払額	△ 138,385,462円
期末における退職給付債務	2,594,318,859円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,337,896,420円
期待運用収益	14,047,912円
数理計算上の差異の発生額	236,183円
特定退職金共済制度への拠出金	84,920,000円
退職給付の支払額	△ 93,879,799円
期末における年金資産	1,343,220,716円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,594,318,859円
特定退職金共済制度	△ 1,343,220,716円
未積立退職給付債務	1,251,098,143円
退職給付引当金	1,251,098,143円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	146,537,000円
利息費用	9,449,000円
期待運用収益	△ 14,047,912円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 116,386,017円
合 計	25,552,071円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	93.8%
現金および預金	6.2%
合 計	100.0%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.840%
期待運用収益率	1.05%

(注) 割引率については、複数の割引率を使用しているため、イールドカーブ等価アプローチによる単一の加重平均割引率を記載しています。

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金30,595,990円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、277,585,000円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産	
退職給付引当金	346,554,186円
賞与引当金	63,907,894円
固定資産減損損失	186,919,524円
役員退職慰労引当金	20,825,562円
未払費用	23,596,790円
その他	7,811,152円
繰延税金資産小計	649,615,108円
評価性引当額	△ 167,756,465円
繰延税金資産合計 (A)	481,858,643円
○繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 12,832,579円
有価証券評価差額金	△ 2,505,606円
繰延税金負債合計 (B)	△ 15,338,185円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	466,520,458円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.41%
法人税額の特別控除	△ 1.52%
住民税均等割等	1.43%
評価性引当額の増減	△ 1.94%
その他	△ 0.39%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.46%

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一内容を記載しているため、注記を省略しています。

(4) 剰余金処分計算書

(単位：円)

項目	年度	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金		1,417,587,654	1,133,314,088
任意積立金の目的外取崩額		0	0
剰余金処分額		912,852,858	622,907,920
1 利益準備金への繰入		100,000,000	150,000,000
2 任意積立金の積立		722,347,415	383,464,646
(1) 目的積立金		552,347,415	33,464,646
①信用事業基盤強化積立金		50,000,000	0
②共同乾燥施設・精米施設(センター)改修積立金		398,000,000	0
③固定資産修繕積立金		40,000,000	0
④減損会計積立金		14,347,415	33,464,646
⑤新会計等法制度改正対策積立金		50,000,000	0
(2) 特別積立金		170,000,000	350,000,000
3 出資に対する配当金		90,505,443	89,443,274
次期繰越剰余金		504,734,796	510,406,168

※ 配当基準

令和3年度

- (1) 出資配当の基準は年2.0% …… 90,505,443円
- (2) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善事業の費用に充てるための繰越額24,779,876円が含まれています。

令和4年度

- (1) 出資配当の基準は年2.0% …… 89,443,274円
- (2) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善事業の費用に充てるための繰越額29,328,336円が含まれています。

2. 会計監査人の監査

2022年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

3. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	7,141	6,933	6,592	6,371	6,313
信用事業収益	3,299	3,266	3,232	3,256	3,360
共済事業収益	1,132	1,095	1,043	1,030	962
農業関連事業収益	1,381	1,236	1,290	1,125	1,121
その他事業収益 (営農指導事業を含みます)	1,328	1,334	1,027	958	869
経常利益	1,000	784	660	686	824
当期剰余金(注1)	106	297	447	495	586
出資金	4,805	4,748	4,653	4,589	4,538
(出資口数)	4,805,501口	4,748,565口	4,653,561口	4,589,463口	4,538,252口
純資産額	25,454	25,428	25,682	25,901	25,958
総資産額	382,401	393,448	403,590	413,055	427,973
貯金残高	348,794	359,825	369,252	377,903	393,727
貸出金残高	176,062	172,201	171,543	174,185	173,927
有価証券残高	8,081	8,472	8,844	10,559	10,628
出資・事業分量配当金額	94	93	91	90	89
出資に対する配当金額	94	93	91	90	89
事業分量配当金額	—	—	—	—	—
職員数(注2)	417名	403名	399名	389名	393名
単体自己資本比率(注3)	11.64%	11.28%	11.01%	10.92%	10.85%

注1：当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2：職員数については、正職員に常雇を含めた人数です。なお、年度末退職者は除いています。

注3：「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

4. 利益総括表

(単位：千円)

項目	年度	令和3年度	令和4年度
資金運用収支		3,002,890	3,082,184
役務取引等収支		36,802	41,886
その他信用事業収支		△ 392,898	△ 236,044
信用事業粗利益		2,646,793	2,888,025
信用事業粗利益率		0.67%	0.71%
事業粗利益		4,731,328	4,796,173
事業粗利益率		1.15%	1.13%
事業純益		994,397	1,037,395
実質事業純益		1,040,702	1,037,395
コア事業純益		1,040,702	1,037,395
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)		1,040,702	1,037,395

注1：信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高(債務保証見返を除く)×100

注2：事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高(債務保証見返を除く)×100

Ⅶ

直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

5. 資金運用収支の内訳

(1) 信用事業平均残高・利回り

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度			令和4年度		
		平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定		387,498	3,017	0.77%	402,094	3,062	0.76%
預金		204,656	1,006	0.49%	216,794	983	0.45%
有価証券		8,246	102	1.24%	10,388	121	1.17%
貸出金		174,107	1,903	1.09%	174,397	1,952	1.12%
買入金銭債権		487	4	0.94%	514	4	0.93%
資金調達勘定		373,577	147	0.03%	386,615	128	0.03%
貯金・定積		373,568	146	0.03%	386,601	128	0.03%
借入金		9	—	1.50%	14	—	1.11%
総資金利ざや				0.28%			0.30%

注1：総資金利ざや＝資金運用利回り－資金運用原価率(資金調達利回り＋経費率)

注2：経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高

6. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度	増減額	令和4年度	増減額
受取利息		3,149	25	3,229	80
貸出金		1,903	7	1,952	49
有価証券		107	8	144	37
預金		1,139	11	1,131	△8
支払利息		147	△60	128	△19
貯金・定積		141	△60	122	△19
譲渡性貯金		5	△1	5	0
借入金		0	0	0	0
差し引き		3,002	86	3,100	98

注1：増減額は前年度対比です。

注2：受取利息の預金には、信連（又は農林中金）からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

7. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、70頁の「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	当 期 末	前 期 末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積型的永久優先出資に係る組員資本の額	22,341	21,890
うち、出資金及び資本準備金の額	4,538	4,589
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	17,948	17,443
うち、外部流出予定額 (△)	(△)89	(△)90
うち、上記以外に該当するものの額	△ 55	△ 52
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	34	54
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	34	54
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	220	443
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	22,597	22,387
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	18	14
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	18	14
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円)

項 目	当 期 末	前 期 末
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	18	14
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	22,579	22,372
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	199,307	196,166
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,526	1,538
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,384	△ 3,384
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	4,910	4,922
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,752	8,661
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	208,059	204,827
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	10.85%	10.92%

注1：「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

注2：当JAは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3：当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。



(2) 自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	年度	令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現 金		1,236	—	—	1,280	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		5,227	—	—	5,228	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		13,298	—	—	12,166	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		213,320	42,664	1,706	228,933	45,786	1,831
法人等向け		14,807	12,969	518	14,181	12,271	490
中小企業及び個人向け		27,147	17,000	680	26,517	16,619	664
抵当権付住宅ローン		13,537	4,629	185	15,872	5,444	217
不動産取得等事業向け		6,910	6,821	272	12,516	12,340	493
三月以上延滞等		50	36	1	27	26	1
取立未済手形		33	6	—	33	6	—
信用保証協会等保証付		4,674	460	18	4,640	457	18
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
出 資 等		350	350	14	350	350	14
（うち出資等のエクスポージャー）		350	350	14	350	350	14
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
上 記 以 外		101,210	109,687	4,387	95,793	104,476	4,179
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等及びその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達手 段に係るエクスポージャー）		6,655	16,638	665	6,655	16,638	665
（うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエク スポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段に 関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を を超える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回 る部分に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）		94,555	93,049	3,721	89,138	87,837	3,513
証 券 化		—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）		—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）		—	—	—	—	—	—

信用リスク・アセット	年度	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
再証券化	—	—	—	—	—	—	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,900	—	—	1,700	—	—	
（うちルックスルー方式）	1,900	—	—	1,700	—	—	
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—	
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—	—	—	
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—	—	—	
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—	
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	4,922	196	—	4,910	196	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	3,384	135	—	3,384	135	
標準的手法を適用するエクスポージャー計	403,707	196,166	7,846	419,243	199,307	7,972	
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—	
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	
合計（信用リスク・アセットの額）	403,707	196,166	7,846	419,243	199,307	7,972	

注1：「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2：「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3：「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注4：「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注5：「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

（単位：百万円）

令和3年度		令和4年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
8,661	346	8,752	350

注1：オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

◇所要自己資本額

（単位：百万円）

令和3年度		令和4年度	
リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
204,827	8,193	208,059	8,322

(3) 信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日 本 質 易 保 険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

項 目	年度	令和3年度			令和4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等	うち債券		
信用リスク期末残高	401,807	170,624	8,696	417,543	170,604	9,394	
信用リスク平均残高	389,831	174,133	6,356	399,345	174,423	8,713	

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

項 目	年度	令和3年度			令和4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等	うち債券		
国 内	401,807	170,624	8,696	417,543	170,604	9,394	
国 外	—	—	—	—	—	—	
合 計	401,807	170,624	8,696	417,543	170,604	9,394	

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

項 目	年度	令和3年度			令和4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
法人	農 業	1,001	1,001	—	973	973	—
	林 業	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	300	—	300	300	—	300
	鉱 業	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	9,953	9,453	500	11,622	11,122	500
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	802	—	802	1,102	—	1,102
	運 輸 ・ 通 信 業	802	—	802	802	—	802
	金 融 ・ 保 険 業	220,010	6,261	—	235,622	6,261	502
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	463	263	200	454	253	200
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	18,543	13,014	5,529	17,410	11,880	5,530
	そ の 他	3,377	3,026	—	3,661	3,310	—
個 人	137,604	137,602	—	136,801	136,801	—	
そ の 他	8,945	—	561	8,791	—	455	
合 計		401,807	170,624	8,696	417,543	170,604	9,394

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

注2：「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

項 目	年度	令和3年度			令和4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
1 年 以 下	207,169	1,854	—	208,650	4,225	—	
1 年 超 3 年 以 下	4,509	4,509	—	18,299	2,098	200	
3 年 超 5 年 以 下	4,195	3,795	400	4,392	3,892	500	
5 年 超 7 年 以 下	5,851	5,644	206	6,187	5,881	305	
7 年 超 10 年 以 下	11,021	10,921	100	13,285	10,267	3,017	
10 年 超	151,017	143,589	7,427	148,919	144,004	4,914	
期 限 の 定 め の な い も の	18,041	309	561	17,808	233	455	
合 計		401,807	170,624	8,696	417,543	170,604	9,394

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳 (単位：百万円)

項目	年度	令和3年度	令和4年度
国 内		50	27
国 外		—	—
合 計		50	27

注1：「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度		令和4年度	
		期末残高	増加額	期末残高	増加額
法人	農 業	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	個 人		50	—	27
そ の 他		—	—	—	—
合 計		50	—	27	—

注1：「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度				令和4年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金		9	55	—	9	55	55	34	—	55	34
個別貸倒引当金		56	65	—	56	65	65	45	—	65	45
国 内		56	65	—	56	65	65	45	—	65	45
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人		56	65	—	56	65	65	45	—	65	45

直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度	令和4年度
法人	農業	—	—
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—
	その他	—	—
	個人	—	—
その他	—	—	
合計	—	—	

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

項目	年度	令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	23,248	23,248	—	21,950	21,950
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	4,603	4,603	—	4,573	4,573
	リスク・ウェイト 20%	500	215,383	215,884	500	231,056	231,557
	リスク・ウェイト 35%	—	13,236	13,236	—	15,564	15,564
	リスク・ウェイト 50%	2,666	4,597	7,264	2,860	4,332	7,193
	リスク・ウェイト 75%	—	19,110	19,110	—	18,740	18,740
	リスク・ウェイト 100%	—	118,980	118,980	—	118,476	118,476
	リスク・ウェイト 150%	—	1	1	—	—	—
	リスク・ウェイト 250%	—	4,399	4,399	—	4,399	4,399
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
合計		3,167	403,562	406,730	3,361	419,092	422,454

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2：経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注3：1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	年度	令和3年度		令和4年度	
		適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け		—	—	—	—
法人等向け		41	—	31	—
中小企業等向け及び個人向け		235	6,574	302	6,385
抵当権住宅ローン		—	—	—	—
不動産取得等事業向け		—	—	—	—
三月以上延滞等		—	—	—	—
証券化		—	—	—	—
中央清算機関関連		—	—	—	—
上記以外		227	31	191	35
合 計		504	6,605	526	6,420

注1：「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注2：「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

- ①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行ったうえで、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度		令和4年度	
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場		—	—	—	—
非上場		4,750	4,750	4,750	4,750
合計		4,750	4,750	4,750	4,750

注1：「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上の合計額です。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度			令和4年度		
		売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場		—	—	—	—	—	—
非上場		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）（単位：百万円）

項目	年度	令和3年度		令和4年度	
		評価益	評価損	評価益	評価損
上場		—	—	—	—
非上場		—	—	—	—
合計		—	—	—	—

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）（単位：百万円）

項目	年度	令和3年度		令和4年度	
		評価益	評価損	評価益	評価損
上場		—	—	—	—
非上場		—	—	—	—
合計		—	—	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,900	1,700
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- 金利リスク計測の頻度
毎四半期末を基準日として、四半期でIRRBBを計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
特段ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は金利リスク量の減少及び自己資本額の増加によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
順番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,577	3,279	248	297
2	下方パラレルシフト	0	0	8	0
3	スティープ化	2,337	2,887		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	404	575		
6	短期金利低下	67	171		
7	最大値	2,577	3,279	248	297
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	22,579		22,372	

- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役員取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/Oストリップス	信用補完機能を持つI/Oストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

Ⅷ. 直近の2事業年度における事業の実績

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

項目	年度	令和3年度	令和4年度	増減
流動性貯金		163,247 (43.7)	176,966 (45.7)	13,718
定期性貯金		194,148 (51.9)	190,540 (49.2)	△ 3,608
その他の貯金		561 (0.1)	598 (0.1)	37
計		357,957 (95.8)	368,105 (95.2)	10,148
譲渡性貯金		15,599 (4.1)	18,478 (4.7)	2,878
合計		373,557 (100.0)	386,584 (100.0)	13,026

注1：流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2：定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3：()内は構成比です。

②定期性貯金残高

(単位：百万円、%)

項目	年度	令和3年度	令和4年度	増減
定期貯金		177,373 (100.0)	176,862 (100.0)	△ 511
うち固定自由金利定期		177,362 (99.9)	176,851 (99.9)	△ 511
うち変動自由金利定期		11 (0.0)	11 (0.0)	0
定期積金		10,462	7,996	△ 2,466

注1：固定自由金利定期；預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2：変動自由金利定期；預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3：()内は構成比です。

(2) 貸出金に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度	令和4年度	増減
手形貸付		1,687 (0.9)	1,491 (0.8)	△ 196
証書貸付		166,405 (95.5)	166,245 (95.3)	△ 159
当座貸越		441 (0.2)	429 (0.2)	△ 12
割引手形		—	—	—
金融機関貸付		5,598 (3.2)	6,256 (3.5)	657
合計		174,133 (100.0)	174,422 (100.0)	289

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	年度	令和3年度	令和4年度	増減
固定金利貸出		142,801 (81.9)	140,317 (80.6)	△ 2,483
変動金利貸出		30,990 (17.7)	33,204 (19.0)	2,214
その他		394 (0.2)	404 (0.2)	10
合計		174,185 (100.0)	173,927 (100.0)	△ 258

注：()内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度	令和4年度	増減
貯金等		944	869	△ 75
有価証券		—	—	—
動産		—	—	—
不動産		127,232	129,761	2,529
その他担保物		1,046	909	△ 137
計		129,223	131,540	2,317
農業信用基金協会保証		4,675	4,638	△ 37
その他保証		9,284	9,338	54
計		13,959	13,977	18
信用		31,002	28,409	△ 2,593
合計		174,185	173,927	△ 258

④債務保証については、取り扱いはありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	年度	令和3年度	令和4年度	増減
設備資金		118,605 (68.2)	114,646 (66.0)	△ 3,959
運転資金		55,580 (31.8)	59,281 (34.0)	3,701
合計		174,185 (100.0)	173,927 (100.0)	△ 258

注1：()内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

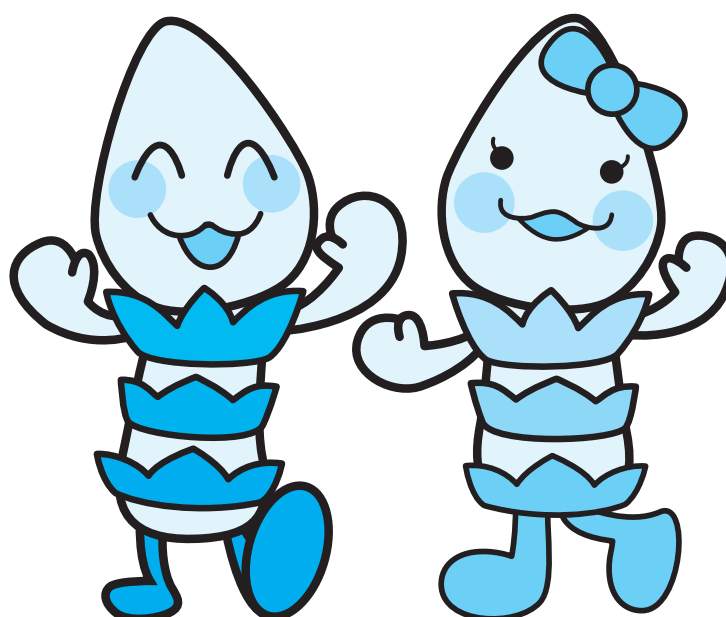
(単位：百万円、%)

項目	年度	令和3年度	令和4年度	増減
農林水産業		5,550 (3.1)	5,978 (3.4)	428
製造業		1,087 (0.6)	1,029 (0.5)	△ 58
建設・不動産業		14,242 (8.0)	14,851 (8.4)	609
卸売・小売・飲食業		12,578 (6.9)	12,286 (6.8)	△ 292
地方公共団体		12,985 (7.4)	11,855 (6.8)	△ 1,130
その他		127,738 (73.3)	127,921 (73.5)	183
合計		174,185 (100.0)	173,927 (100.0)	△ 258

注1：()内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

※信用事業の数値については、ジャステム（JAバンクの全国統一システム）等より算出しています。

VIII



⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	年度	令和3年度	令和4年度	増減
農	業	625	628	3
穀	作	108	97	△11
野菜・園芸		25	31	6
果樹・樹園農業		6	6	—
工芸作物		—	—	—
養豚・肉牛・酪農		42	44	2
養鶏・養卵		25	27	2
養蚕		—	—	—
その他農業		417	421	4
農業関連団体等		—	—	—
合計		625	628	3

- 注1：農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
- 注2：「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。
- 注3：「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別 【貸出金】

(単位：百万円)

種類	年度	令和3年度	令和4年度	増減
プロパー資金		512	509	△3
農業近代化資金		108	116	8
その他制度資金		4	2	△2
合計		625	628	3

- 注1：プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
- 注2：農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
- 注3：その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減資金などが該当します。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種類	年度	令和3年度	令和4年度	増減
日本政策金融公庫資金		0	0	—
その他		0	0	—
合計		0	0	—

- 注1：日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額		保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	191	100	51	39	191
	4年度	136	45	66	24	136
危険債権	3年度	273	237	10	24	272
	4年度	265	235	7	17	260
要管理債権	3年度	27	26	—	—	26
	4年度	26	26	—	—	26
三月以上延滞債権	3年度	27	26	—	—	26
	4年度	26	26	—	—	26
貸出条件緩和債権	3年度	—	—	—	—	—
	4年度	—	—	—	—	—
小 計	3年度	492	364	62	64	490
	4年度	428	307	73	41	423
正 常 債 権	3年度	173,779				
	4年度	173,585				
合 計	3年度	174,271				
	4年度	174,013				

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3：要管理債権

注4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と注5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6：正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項目	年度		令和3年度				令和4年度			
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	9	55		9	55	55	34		55	34
個別貸倒引当金	56	65	—	56	65	65	45	—	65	45
合計	65	121	—	65	121	121	79	—	121	79

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度	令和4年度	増減額
貸出金償却額		—	—	—

注1：上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。



(3) 為替

①内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種類		令和3年度		令和4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	637	354	677	364
	金額	244,783	236,526	225,091	238,096
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	173	52	180	46
雑為替	件数	9	8	7	8
	金額	12,018	48,895	7,699	43,533
合計	件数	647	363	685	373
	金額	256,975	285,475	232,971	281,677

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度	令和4年度	増減
国債		3,446	5,218	1,772
その他の証券		5,288	10,902	5,614
合計		8,734	16,120	7,386

注1：貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

項目	期間	期間						期間の定めのないもの	合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
令和3年度									
国債		—	—	—	224	—	5,433	—	5,657
その他の証券		220	864	870	387	101	2,456	—	4,898
令和4年度									
国債		—	—	—	220	3,107	2,064	—	5,392
その他の証券		—	1,019	941	466	195	2,612	—	5,235

(5) 有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他の有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 権	—	—	—	—	—	—
	国 債	3,763	3,324	439	3,665	3,322	343
	地 方 債	339	300	39	323	300	23
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,827	1,800	27	713	700	13
	その他の証券	1,084	1,000	84	818	800	18
	小 計	7,016	6,424	591	5,520	5,122	398
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 権	—	—	—	—	—	—
	国 債	1,893	1,893	—	1,727	1,897	△ 169
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	790	799	△ 9	2,565	2,699	△ 134
	その他の証券	858	900	△ 41	813	900	△ 86
	小 計	3,542	3,593	△ 50	5,107	5,497	△ 389
合 計	10,559	10,018	541	10,628	10,619	9	

なお、評価差額から税効果部分を控除した額を純資産の部の「**その他有価証券差額金**」として計上しています。

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

項目		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	4,631	119,046	3,697	114,996
	定期生命共済	502	1,859	441	2,131
	養老生命共済	853	35,862	667	33,088
	うちこども共済	(734)	(20,183)	(564)	(19,682)
	医療共済	86	2,123	6	1,822
	がん共済	—	466	—	453
	定期医療共済	—	451	—	441
	介護共済	400	1,370	118	1,460
	年金共済	—	—	—	—
建物更生共済		60,361	495,659	44,212	497,864
合計		66,835	656,839	49,144	652,259

注1：「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

項目		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		—	58	—	52
		90	99	197	317
がん共済		—	25	—	25
定期医療共済		—	1	—	1
合計		1	86	—	78
		90	99	197	317

注1：医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額を表示しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

項目		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済		424	1,665	156	1,748
認知症共済		—	—	130	125
生活障害共済（一時金型）		260	687	113	789
生活障害共済（定期年金型）		35	143	3	142
特定重度疾病共済		572	1,266	308	1,477

注1：「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前		575	6,266	537	6,413
年金開始後		—	1,618	—	1,598
合計		575	7,884	537	8,011

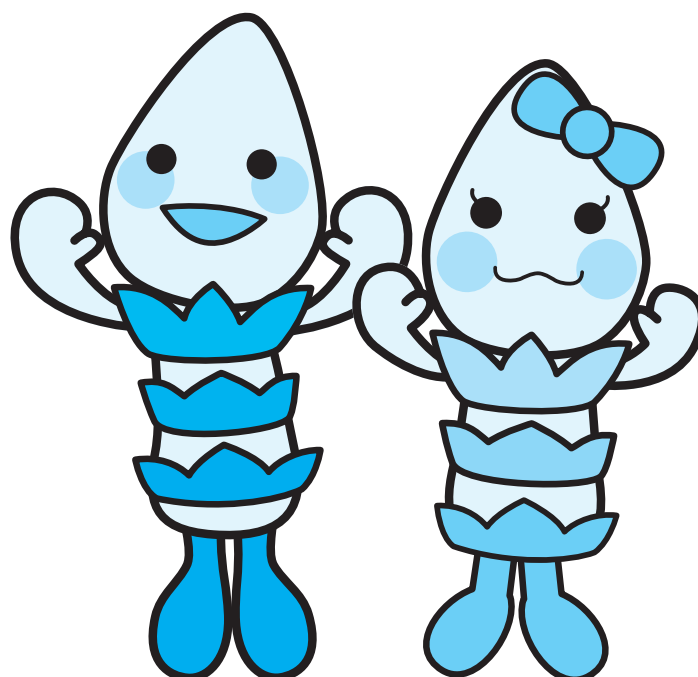
注1：金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度		令和4年度	
		金額	掛金	金額	掛金
火災共済		18,324	32	17,859	13
自動車共済			486		469
傷害共済		29,470	40	45,262	40
定額定期生命共済		8	0	8	0
賠償責任共済			2		1
自賠責共済			173		73
合計			734		598

注1：「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。



3. 農業・生活関連事業

(1) 購買事業取扱実績

① 購買品取扱高

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度	
		取 扱 高	取 扱 高	
生 産 資 材	肥 料	123	146	
	農 薬	71	79	
	飼 料	66	82	
	農 業 機 械	158	171	
	自 動 車	20	21	
	燃 料	—	—	
	そ の 他	134	117	
計		574	618	
生 活 物 資	食 品	米	266	271
		酒 類	0	0
		一 般 食 品	83	82
		計	350	353
	衣 料 品	6	5	
	耐 久 消 費 財	55	45	
	日 用 保 健 雑 貨	90	505	
	家 庭 燃 料	0	0	
	そ の 他	—	—	
	計		502	910
合 計		1,077	1,528	

注1：取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額と一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品取扱高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	取 扱 高	取 扱 高
米	299	311
麦	84	85
その他の穀類	16	11
野菜	96	96
果実	0	0
花き・花木	—	—
畜産物	269	299
特産物	—	—
その他(注)	1,090	1,111
合 計	1,857	1,915

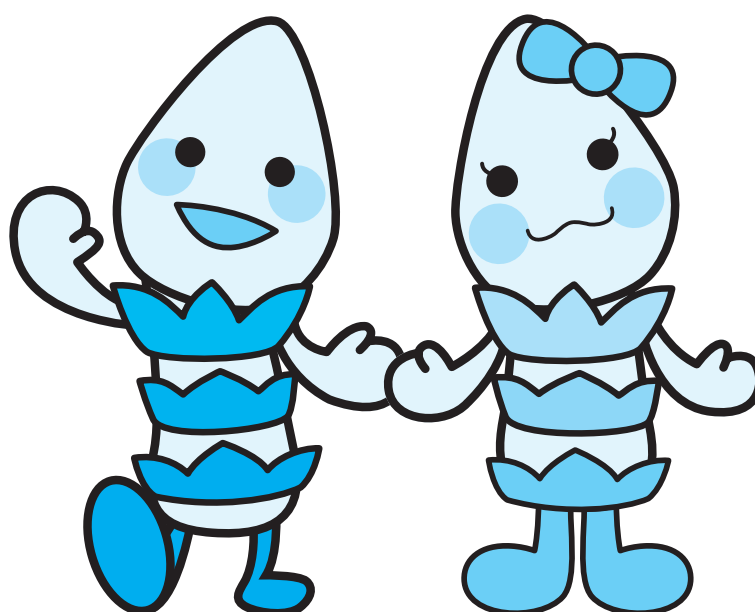
注1：その他は、ゆめ畑産直野菜取扱実績を含みます。

注2：取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品販売高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	販 売 高	販 売 高
直 売 所 (ゆめ畑)	160	143



Ⅸ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	年度	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率		0.16	0.19	0.03
資本経常利益率		2.73	3.23	0.50
総資産当期純利益率		0.12	0.13	0.01
資本当期純利益率		1.97	2.30	0.33

注1：総資産経常利益率＝経常利益／総資産平均残高(債務保証見返を除く)×100

注2：資本経常利益率＝経常利益／資本勘定平均残高×100

注3：総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産平均残高(債務保証見返を除く)×100

注4：資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／資本勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

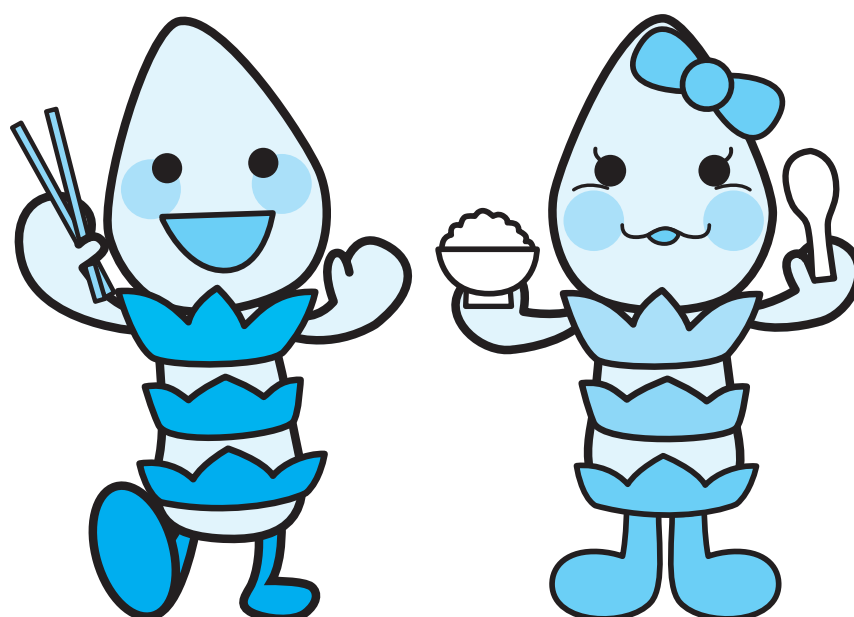
項目	年度	令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末(残高)	46.0	44.1	△ 1.9
	期中平均(平残)	46.6	45.1	△ 1.5
貯証率	期末(残高)	2.7	2.6	△ 0.1
	期中平均(平残)	2.2	2.6	0.4

注1：貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100

注2：貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

注3：貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100

注4：貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

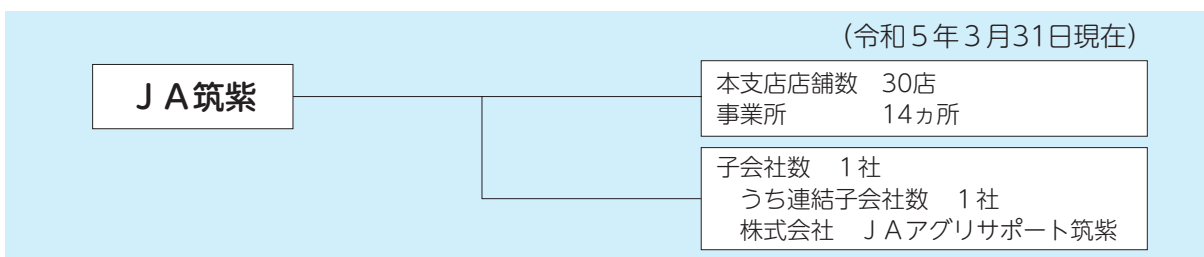


X. 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

筑紫農業協同組合のグループは、当組合、子会社1社で構成されています。
当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。
なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) グループの概況

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事 業 の 内 容	
(株)JAアグリサポート筑紫	筑紫野市大字永岡78-2	農作業の受託、農地の管理受託、農産物の加工並びに販売、水稲育苗の受託及びその他育苗、田及び畑の経営ほか	
設立年月日	資本金又は出資金	当JAの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
平成21年9月2日	30百万円	99.6%	—

2. 連結事業概況（令和4年度）

(1) 事業の概況

令和4年度の当JAの連結決算は、子会社を連結しております。
連結決算の内容は、連結経常利益827百万円、連結当期剰余金586百万円、連結純資産25,961百万円、連結総資産427,948百万円で、連結自己資本比率は10.85%となりました。

(2) 連結子会社の事業概況

◆株式会社 JAアグリサポート筑紫

令和4年度の農地受託事業については、水稲・麦・大豆作付け圃場を一部変更し、生産数量・品質の向上を図りました。また、野菜類においては直売所・共同出荷向け並びに受注生産（白瓜）に取り組み農地の有効活用に努めました。農作業受託事業については、健全な水稲苗をはじめ、利用者の希望に応じた作業プランを提案し適期作業に努めました。農地管理事業については、耕作地の圃場に応じた作業プラン並びに適期作業を心掛け、利用者との信頼関係の構築に努めました。

3. 直近の連結事業年度における財産の状況

◆直近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益（事業収益）	7,187	6,979	6,643	6,421	6,425
信用事業収益	3,299	3,266	3,232	3,256	3,360
共済事業収益	1,132	1,095	1,043	1,030	962
農業関連事業収益	1,381	1,236	1,290	1,125	1,121
その他事業収益	1,374	1,381	1,077	1,008	923
連結経常利益	1,000	784	662	687	827
連結当期剰余金	106	297	447	495	586
連結純資産額	25,457	25,431	25,685	25,905	25,961
連結総資産額	382,378	393,425	403,568	413,032	427,948
連結自己資本比率	11.64%	11.29%	11.02%	10.92%	10.85%

注1：当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

注2：「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

4. 決算の状況

(1) 連結貸借対照表

(単位：円)

(資産の部)	令和3年度	令和4年度
科目	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
1. 信用事業資産	395,975,497,738	410,881,603,526
(1) 現金	1,236,034,562	1,280,544,995
(2) 預金	209,313,349,879	224,423,081,831
(3) 買入金銭債権	561,092,000	455,283,273
(4) 有価証券	10,559,100,000	10,628,187,000
(5) 貸出金	174,185,802,962	173,927,296,218
(6) その他の信用事業資産	239,699,686	243,456,380
(7) 貸倒引当金	△ 119,581,351	△ 76,246,171
2. 共済事業資産	12,025,710	6,780,378
(1) その他の共済事業資産	12,025,710	6,780,378
3. 経済事業資産	689,238,500	736,004,433
(1) 経済事業未収金	124,397,133	130,784,924
(2) 経済受託債権	124,658,679	138,732,105
(3) 棚卸資産	94,341,437	137,343,497
(4) その他の経済事業資産	347,963,659	332,756,155
(5) 貸倒引当金	△ 2,122,408	△ 3,612,248
4. 雑資産	895,612,513	812,892,688
5. 固定資産	10,393,935,423	10,324,697,239
(1) 有形固定資産	10,379,148,065	10,306,556,347
建物	5,041,346,234	5,233,106,785
機械装置	1,744,806,462	1,749,051,399
土地	7,467,173,704	7,455,308,514
その他の有形固定資産	1,527,035,901	1,585,775,558
建設仮勘定	3,072,300	0
減価償却累計額	△ 5,404,286,536	△ 5,716,685,909
(2) 無形固定資産	14,787,358	18,140,892
6. 外部出資	4,720,303,301	4,720,303,301
(1) 外部出資	4,720,303,301	4,720,303,301
系統出資	4,610,859,300	4,610,859,300
系統外出資	109,444,001	109,444,001
7. 繰延税金資産	345,562,756	466,520,458
資産の部合計	413,032,175,941	427,948,802,023

(単位：円)

(負債の部)	令和3年度	令和4年度
科目	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
1. 信用事業負債	382,010,088,784	397,500,828,412
(1) 貯金	362,668,913,886	378,590,026,001
(2) 譲渡性貯金	15,200,000,000	15,100,000,000
(3) 借入金	4,857,333	2,451,523
(4) その他の信用事業負債	4,136,317,565	3,808,350,888
2. 共済事業負債	509,538,281	494,111,898
(1) 共済資金	194,497,405	181,954,171
(2) 未経過共済付加収入	309,453,334	311,888,156
(3) 共済未払費用	5,587,542	269,571
3. 経済事業負債	857,934,526	454,899,822
(1) 経済事業未払金	621,450,955	189,601,624
(2) 経済受託債務	235,251,470	256,089,162
(3) その他の経済事業負債	1,232,101	9,209,036
4. 雑負債	656,521,714	585,218,386
(1) 未払法人税等	108,131,300	147,897,500
(2) 資産除去債務	6,000,000	6,000,000
(3) その他の負債	542,390,414	431,230,886
5. 諸引当金	1,699,726,013	1,561,995,096
(1) 賞与引当金	223,670,645	230,714,420
(2) 退職給付引当金	1,354,971,735	1,251,098,143
(3) 役員退職慰労引当金	118,483,633	75,182,533
(4) その他引当金	2,600,000	5,000,000
6. 再評価に係る繰延税金負債	1,393,366,540	1,390,091,610
負債の部合計	387,127,175,858	401,987,145,224
(純資産の部)		
1. 組合員資本	21,984,465,897	22,434,300,258
(1) 出資金	4,589,563,000	4,538,352,000
(2) 利益剰余金	17,447,263,897	17,951,968,258
利益準備金	5,692,000,000	5,792,000,000
その他利益剰余金	11,755,263,897	12,159,968,258
(3) 処分未済持分	△ 52,261,000	△ 55,920,000
(4) 子会社の所有する親組合出資金	△ 100,000	△ 100,000
2. 評価・換算差額等	3,920,534,186	3,527,356,541
(1) その他有価証券評価差額金	391,169,622	6,539,905
(2) 土地再評価差額金	3,529,364,564	3,520,816,636
純資産の部合計	25,905,000,083	25,961,656,799
負債及び純資産の部合計	413,032,175,941	427,948,802,023

X

連結情報

(2) 連結損益計算書

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	4,312,278,680	4,494,502,077
(1)信用事業収益	3,256,376,594	3,360,803,281
(2)信用事業費用	609,582,200	472,776,975
信用事業総利益	2,646,794,394	2,888,026,306
(3)共済事業収益	1,030,978,173	962,394,502
(4)共済事業費用	58,119,376	48,808,596
共済事業総利益	972,858,797	913,585,906
(5)購買事業収益	837,460,894	835,098,129
(6)購買事業費用	709,151,001	683,008,770
購買事業総利益	128,309,893	152,089,359
(7)販売事業収益	361,050,564	333,469,460
(8)販売事業費用	161,964,790	146,945,734
販売事業総利益	199,085,774	186,523,726
(9)保管事業収益	5,557,707	6,080,410
(10)保管事業費用	4,500,518	5,653,124
保管事業総利益	1,057,189	427,286
(11)加工事業収益	171,386,207	157,078,962
(12)加工事業費用	156,128,659	138,707,575
加工事業総利益	15,257,548	18,371,387
(13)利用事業収益	122,721,061	119,915,018
(14)利用事業費用	57,727,408	61,612,219
利用事業総利益	64,993,653	58,302,799
(15)農地利用調整事業収益	176,286	166,467
(16)農地利用調整事業費用	314,040	620,150
農地利用調整事業総利益	△ 137,754	△ 453,683
(17)葬祭事業収益	281,336,548	288,756,078
(18)葬祭事業費用	157,004,471	160,037,645
葬祭事業総利益	124,332,077	128,718,433
(19)福祉事業収益	62,058,735	53,263,572
(20)福祉事業費用	53,901,878	57,358,653
福祉事業総利益	8,156,857	△ 4,095,081
(21)旅行事業収益	48,015,826	109,702,521
(22)旅行事業費用	47,907,713	107,099,899
旅行事業総利益	108,113	2,602,622
(23)開発相談事業収益	163,727,184	158,516,435
(24)開発相談事業費用	10,016,369	9,737,190
開発相談事業総利益	153,710,815	148,779,245
(25)指導事業収入	11,666,146	14,297,502
(26)指導事業支出	59,473,232	62,887,449
指導事業収支差額	△ 47,807,086	△ 48,589,947
(27)その他事業収益	50,152,559	53,853,431
(28)その他事業費用	4,594,149	3,639,712
その他事業総利益	45,558,410	50,213,719

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度
2. 事業管理費	3,719,559,291	3,788,123,042
(1)人件費	2,810,380,941	2,782,470,133
(2)業務費	199,109,427	211,180,338
(3)諸税負担金	167,788,965	161,009,647
(4)施設費	489,340,857	581,602,316
(5)その他事業管理費	52,939,101	51,860,608
事業利益	592,719,389	706,379,035
3. 事業外収益	138,139,201	136,631,053
(1)受取雑利息	3,841,134	3,066,416
(2)受取出資配当金	78,865,640	78,864,800
(3)賃貸貸料	34,020,437	33,686,334
(4)雑収入	21,411,990	21,013,503
4. 事業外費用	42,921,083	15,806,029
(1)寄付金	391,179	412,786
(2)雑損失	32,981,797	5,289,498
(3)賃貸等費用	9,548,107	10,103,745
経常利益	687,937,507	827,204,059
5. 特別利益	2,161,518	1,646,843
(1)固定資産処分益	2,161,518	365,453
(2)その他の特別利益	0	1,281,390
6. 特別損失	39,133,957	51,914,721
(1)固定資産処分損	23,686,542	16,050,075
(2)減損損失	14,347,415	33,464,646
(3)その他の特別損失	1,100,000	2,400,000
税引前当期利益	650,965,068	776,936,181
法人税・住民税及び事業税	124,833,050	167,153,191
法人税等調整額	30,295,882	23,128,961
法人税等合計	155,128,932	190,282,152
当期剰余金	495,836,136	586,654,029
当期首繰越剰余金	510,203,508	508,346,813
共同乾燥施設改修積立金	398,000,000	0
減損会計積立金取崩額	14,347,415	33,464,646
土地再評価差額金取崩額	2,810,612	8,547,928
当期末処分剰余金	1,421,197,671	1,137,013,416

X

連結情報

(3) 連結注記表等

令和3年度 連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等 1社
 ㈱アグリサポート筑紫
- (2) 非連結子会社・子法人等 0社
 該当なし

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連法人等 0社
 該当なし
- (2) 持分法適用の非関連法人等 0社
 該当なし

3. 連結される子会社及び子会社等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度は、連結決算日と一致しています。

4. のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

6. 連結キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュフローにおける現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の「当座預金」、「普通預金」及び「通知預金」となっています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
購買品 (数量管理品)	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
加工品	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、個別法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者 (破綻先) に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者 (実質破綻先) に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 (破綻懸念先) に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 賞与引当金
職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ①購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ②販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ③加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に、調整を加えて販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、消費者が求める姿に加工調整を加え、商品として引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ④利用事業
育苗センター・保冷貯蔵庫・ヘリでの防除・共同住宅等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤カントリー・ライスセンター事業
カントリーエレベーター、ライスセンターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に粉摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑥葬祭事業
葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑦指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑧その他の事業
保管事業、福祉事業、農地利用調整事業、旅行事業、開発相談事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。
ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除去した金額を記載しています。
- (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

購買事業等において、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が291,408千円、事業費用が291,408千円減少してありますが、結果として事業利益、経常利益及び税引前当期利益には影響ありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 508,262,534円※

※繰延税金負債との相殺前の総額を記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 14,347,415円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅴ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,059,353,359円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額)	1,056,162,881円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	101,506,611円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額)	100,787,562円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額)	407,151,420円
(種類) 器具・備品	(圧縮記帳累計額)	23,773,188円
(種類) 土地	(圧縮記帳累計額)	369,971,697円

2. 担保に供している資産

①以下の資産は、公共の指定金融機関の担保に供しています。

(種類) 現金	(金額)	16,000,000円
(種類) 定期預金	(金額)	118,500,000円

②以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 定期預金	(金額)	10,000,000,000円
-----------	------	-----------------

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	2,890,791,938円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は492,648,391円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種 類	残 高
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	191,771,324
危 険 債 権	273,681,979
三 月 以 上 延 滞 債 権	27,195,088
貸 出 条 件 緩 和 債 権	0
合 計	492,648,391

注1：破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（注1に掲げるものを除く。）をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 1,542,841,920円

VI. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

【一般資産】

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、金融店舗は支店ごとに、購買店舗（グリーン店）、直売所、葬祭場及び農機センターは事業所ごとに一般資産としてグルーピングしています。

なお、金融店舗の出張所は貯金業務が中心であり、統括する支店と一体となった支店運営を行っていることから、統括する支店に含めた資産グループとして整理しています。

那珂川農機センターは農業機械の整備修理等において組合員の利便性に配慮した施設であり、農機センターの元で一体となった運営を行っていることから、農機センターに含めた資産グループとして整理しています。

ゆめ畑那珂川店は、西部グリーン店との複合店舗であり、一体となった店舗運営を行っていることから、西部グリーン店に含めた資産グループとして整理しています。

本店内に設置している開発相談事業、旅行事業及び福祉事業は、事業ごとに独立した一般資産としてグルーピングしています。

【共用資産】

開発相談事業、旅行事業及び福祉事業を除いた本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、J A全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産としています。

カントリーエレベーター、ライスセンター、集荷場（農業倉庫を含む）、物流（資材配送、米販）センターについては、組合員の農業経営を継続するため、必要な施設であり、J Aの事業基盤として組合員による事業利用を促進しており、J A全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産としています。

【賃貸資産、遊休資産】

事業外の施設（賃貸資産、遊休資産）については、物件ごとに独立した資産としてグルーピングしています。

当事業年度において、以下の固定資産及び固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
筑紫野市吉木2556-1	金融店舗	建物及び建物附属設備等	御笠支店
筑紫野市阿志岐1521-8			阿志岐出張所
筑紫野市古賀408-9	金融店舗	建物及び器具・備品等	山口支店
那珂川市埋金546-1	金融店舗	建物及び器具・備品等	南畑支店
大野城市御笠川11-16-10	直売所	建物附属設備及び構築物	ゆめ畑大野城店
筑紫野市山家4906-2	賃貸資産	土地及び構築物	建貸地
太宰府市高雄1-3789-7	賃貸資産	土地	貸地
筑紫野市山口1912-2	賃貸資産	土地	貸地

事業所及び直売所の一般資産については、営業損益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸資産は、使用価値が帳簿価額まで達しないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳は以下の通りです。

筑紫野市吉木2556-1 御笠支店 筑紫野市阿志岐1521-8 阿志岐出張所	1,055,803円 (建物 587,406円、機械装置 126,711円、 その他の有形固定資産 341,686円)
筑紫野市古賀408-9 山口支店	3,743,474円 (建物 1,843,507円、その他の有形固定資産 1,899,967円)
那珂川市埋金546-1 南畑支店	2,694,595円 (建物 2,049,804円、その他の有形固定資産 644,791円)
大野城市御笠川11-16-10 ゆめ畑大野城店	2,793,633円 (建物 1,489,999円、その他の有形固定資産 1,303,634円)
筑紫野市山家4906-2 建貸地	3,799,129円 (土地 3,629,428円、その他の有形固定資産 169,701円)
太宰府市高雄1-3789-7 貸地	239,639円 (土地 239,639円)
筑紫野市山口1912-2 貸地	21,142円 (土地 21,142円)
合 計	14,347,415円

減損金額を算出する基礎となった回収可能額については、正味売却価額により測定しております。また、その計算に用いる時価は固定資産税評価額を基に算定しております。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債・社債・受益証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、福岡県信用農業協同組合連合会から借入れたものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が311,194,581円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	209,313,349,879	209,315,380,639	2,030,760
有価証券			
その他有価証券	10,559,100,000	10,559,100,000	0
貸 出 金	174,185,802,962		
貸倒引当金(*1)	△ 119,581,351		
貸倒引当金控除後	174,066,221,611	178,043,946,309	3,977,724,698
資 産 計	393,938,671,490	397,918,426,948	3,979,755,458
貯 金(*2)	377,868,913,886	377,973,443,456	104,529,570
負 債 計	377,868,913,886	377,973,443,456	104,529,570

*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

*2：貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金15,200,000,000円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 (単位：円)

外部出資*1 4,720,303,301

*1 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	205,313,349,879	0	0	0	0	4,000,000,000
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	220,180,000	0	864,420,000	200,000,000	671,250,000	8,187,300,000
貸 出 金	12,246,102,160	12,385,964,584	9,567,610,330	9,083,483,904	8,815,820,432	122,038,710,911
合 計	217,779,632,039	12,385,964,584	10,432,030,330	9,283,483,904	9,487,070,432	134,226,010,911

注1：貸出金のうち、当座貸越394,506,085円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等48,110,641円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	294,738,729,437	29,932,004,522	49,329,686,205	3,424,397,289	444,096,433	0
合 計	294,738,729,437	29,932,004,522	49,329,686,205	3,424,397,289	444,096,433	0

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

注2：貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金15,200,000,000円を含めています。

Ⅷ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が取得 価額又は償却原価を超えるもの	国債	3,324,533,150	3,763,990,000	439,456,850
	地方債	300,000,000	339,780,000	39,780,000
	社債	1,800,000,000	1,827,780,000	27,780,000
	受益証券	1,000,000,000	1,084,600,000	84,600,000
	小計	6,424,533,150	7,016,150,000	591,616,850
貸借対照表計上額が取得 価額又は償却原価を超えないもの	国債	1,893,657,272	1,893,600,000	△ 57,272
	社債	799,872,757	790,800,000	△ 9,072,757
	受益証券	900,000,000	858,550,000	△ 41,450,000
	小計	3,593,530,029	3,542,950,000	△ 50,580,029
合計	10,018,063,179	10,559,100,000	541,036,821	

なお、上記差額から繰延税金負債149,867,199円を差し引いた額391,169,622円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

Ⅸ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,850,424,550円
勤務費用	151,131,340円
利息費用	6,331,046円
数理計算上の差異の発生額	△ 96,090,835円
退職給付の支払額	△ 218,927,946円
期末における退職給付債務	2,692,868,155円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,394,272,378円
期待運用収益	14,639,860円
数理計算上の差異の発生額	458,702円
特定退職金共済制度への拠出金	86,219,000円
退職給付の支払額	△ 157,693,520円
期末における年金資産	1,337,896,420円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,692,868,155円
特定退職金共済制度	△ 1,337,896,420円
未積立退職給付債務	1,354,971,735円
退職給付引当金	1,354,971,735円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	151,131,340円
利息費用	6,331,046円
期待運用収益	△ 14,639,860円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 96,549,537円
合計	46,272,989円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	93.4%
現金および預金	6.6%
合計	100.0%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.560%
期待運用収益率	1.05%

(注) 割引率については、複数の割引率を使用しているため、イールドカーブ等価アプローチによる単一の加重平均割引率を記載しています。

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金31,099,501円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、318,208,000円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産	
退職給付引当金	375,327,171円
賞与引当金	61,956,769円
固定資産減損損失	191,505,548円
役員退職慰労引当金	32,819,966円
未払費用	21,443,301円
その他	8,009,099円
繰延税金資産小計	691,061,854円
評価性引当額	△ 182,799,320円
繰延税金資産合計 (A)	508,262,534円
○繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 12,832,579円
有価証券評価差額金	△ 149,867,199円
繰延税金負債合計 (B)	△ 162,699,778円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	345,562,756円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.67%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.68%
法人税額の特別控除	△ 3.65%
住民税均等割等	1.71%
評価性引当額の増減	△ 0.08%
その他	△ 0.87%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.80%

XI. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和4年度 連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等 …………… 1社
 (株)アグリサポート 筑紫
- (2) 非連結子会社・子法人等 …………… 0社
 該当なし

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連法人等 …………… 0社
 該当なし
- (2) 持分法適用の非関連法人等 …………… 0社
 該当なし

3. 連結される子会社及び子会社等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度は、連結決算日と一致しています。

4. のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

6. 連結キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュフローにおける現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の「当座預金」、「普通預金」及び「通知預金」となっています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法
子会社株式	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
農機具	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
加工品	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として、個別法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

- (3) 退職給付引当金
 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。
- (4) 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- ①購買事業
 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ②販売事業
 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ③加工事業
 組合員が生産した農畜産物を原料に、調整を加えて販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、消費者が求める姿に加工調整を加え、商品として引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ④利用事業
 育苗センター・保冷貯蔵庫・ヘリでの防除・共同住宅等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑤カントリー・ライスセンター事業
 カントリーエレベーター、ライスセンターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に糶摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑥葬祭事業
 葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑦指導事業
 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑧その他の事業
 保管事業、福祉事業、農地利用調整事業、旅行事業、開発相談事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。
 ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。
- (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

IV. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 481,858,643円※
※繰延税金負債との相殺前の総額を記載しています。
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。
よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 33,464,646円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,059,353,359円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額)	1,056,162,881円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	101,506,611円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額)	100,787,562円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額)	407,151,420円
(種類) 器具・備品	(圧縮記帳累計額)	23,773,188円
(種類) 土地	(圧縮記帳累計額)	369,971,697円

2. 担保に供している資産

- ①以下の資産は、公共の指定金融機関の担保に供しています。
- | | | |
|-----------|------|--------------|
| (種類) 現金 | (金額) | 15,000,000円 |
| (種類) 定期預金 | (金額) | 118,500,000円 |
- ②以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れています。
- | | | |
|-----------|------|----------------|
| (種類) 定期預金 | (金額) | 5,500,000,000円 |
|-----------|------|----------------|

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	5,187,592,590円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は428,204,480円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種類	残高
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	136,600,703
危険債権	265,367,804
3ヵ月以上延滞債権	26,235,973
貸出条件緩和債権	0
合計	428,204,480

注1：破産更正債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（注1に掲げるものを除く。）をいう。

注3：3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 1,545,116,160円

VI. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

【一般資産】

当JAは、場所別の管理会計上の区分を基本に、金融店舗は支店ごとに、購買店舗（グリーン店）、直売所、葬祭場及び農機センターは事業所ごとに一般資産としてグルーピングしています。

なお、金融店舗の出張所は貯金業務が中心であり、統括する支店と一体となった支店運営を行っていることから、統括する支店に含めた資産グループとして整理しています。

那珂川農機センターは農業機械の整備修理等において組合員の利便性に配慮した施設であり、農機センターの元で一体となった運営を行っていることから、農機センターに含めた資産グループとして整理しています。

ゆめ畑那珂川店は、西部グリーン店との複合店舗であり、一体となった店舗運営を行っていることから、西部グリーン店に含めた資産グループとして整理しています。

本店内に設置している開発相談事業、旅行事業及び福祉事業は、事業ごとに独立した一般資産としてグルーピングしています。

【共用資産】

開発相談事業、旅行事業及び福祉事業を除いた本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、JA全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産としています。

カントリーエレベーター、ライスセンター、集荷場（農業倉庫を含む）、物流（資材配送、米販）センターについては、組合員の農業経営を継続するため、必要な施設であり、JAの事業基盤として組合員による事業利用を促進しており、JA全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産としています。

【賃貸資産、遊休資産】

事業外の施設（賃貸資産、遊休資産）については、物件ごとに独立した資産としてグルーピングしています。

当事業年度において、以下の固定資産及び固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
筑紫野市杉塚3-3-10	福祉事業	建物附属設備及び器具・備品等	本店（福祉）
那珂川市埋金546-1	金融店舗	建物等及び器具・備品	南畑支店
那珂川市松木1-156	直売所	建物等及び器具・備品等	西部グリーン店
春日市昇町7-74	直売所	土地及び建物等	ゆめ畑春日店
筑紫野市吉木2557-5	賃貸資産	土地	貸地
筑紫野市山口1912-2	賃貸資産	土地	貸地

事業所及び直売所の一般資産については、営業損益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸資産は、使用価値が帳簿価額まで達しないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳は以下の通りです。

筑紫野市杉塚3-3-10 福祉（本店）	1,168,066円（建物附属設備 155,254円、器具・備品等 1,012,812円）
那珂川市埋金546-1 南畑支店	1,979,498円（建物等 1,705,754円、器具・備品 273,744円）
那珂川市松木1-156 西部グリーン店	18,291,247円（建物等 17,103,129円、器具・備品等 1,188,118円）
春日市昇町7-74 ゆめ畑春日店	9,677,399円（土地 9,516,754円、建物等 145,205円、器具・備品 15,440円）
筑紫野市吉木2557-5 貸地	2,327,294円（土地 2,327,294円）
筑紫野市山口1912-2 貸地	21,142円（土地 21,142円）
合 計	33,464,646円（建物等 19,109,342円、土地 11,865,190円、器具・備品等 2,490,114円）

減損金額を算出する基礎となった回収可能額については、正味売却価額により測定しています。また、その計算に用いる時価は固定資産税評価額を基に算定しています。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債・社債・受益証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、福岡県信用農業協同組合連合会から借入れたものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が248,860,697円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	224,423,081,831	224,396,848,134	△ 26,233,697
有価証券			
その他有価証券	10,628,187,000	10,628,187,000	0
貸 出 金	173,927,296,218		
貸倒引当金(*1)	△ 76,246,171		
貸倒引当金控除後	173,851,050,047	177,132,790,828	3,281,740,781
資 産 計	408,902,318,878	412,157,825,962	3,255,507,084
貯 金(*2)	393,690,026,001	393,629,243,895	△ 60,782,106
負 債 計	393,690,026,001	393,629,243,895	△ 60,782,106

*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

*2：貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金15,100,000,000円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から掲示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額(単位:円)

外部出資 4,720,303,301

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	220,223,519,453	0	0	0	0	4,199,562,378
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	0	818,660,000	200,000,000	646,950,000	300,000,000	8,667,040,000
貸 出 金	14,401,429,355	9,839,989,523	9,386,786,408	9,141,230,604	8,719,246,828	122,411,032,447
合 計	234,624,948,808	10,658,649,523	9,586,786,408	9,788,180,604	9,019,246,828	135,277,634,825

注1: 貸出金のうち、当座貸越404,944,267円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2: 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等27,581,053円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	307,735,657,418	44,329,148,687	40,468,048,959	612,669,659	544,501,278	0
合 計	307,735,657,418	44,329,148,687	40,468,048,959	612,669,659	544,501,278	0

注1: 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

注2: 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金15,100,000,000円を含めています。

Ⅷ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位:円)

		取 得 価 額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時 価)	差 額
貸借対照表計上額が取得 価額又は償却原価を超え るもの	国 債	3,322,028,706	3,665,210,000	343,181,294
	地 方 債	300,000,000	323,780,000	23,780,000
	社 債	700,000,000	713,127,000	13,127,000
	受 益 証 券	800,000,000	818,660,000	18,660,000
	小 計	5,122,028,706	5,520,777,000	398,748,294
貸借対照表計上額が取得 価額又は償却原価を超え ないもの	国 債	1,897,231,817	1,727,600,000	△ 169,631,817
	社 債	2,699,880,966	2,565,820,000	△ 134,060,966
	受 益 証 券	900,000,000	813,990,000	△ 86,010,000
	小 計	5,497,112,783	5,107,410,000	△ 389,702,783
合 計	10,619,141,489	10,628,187,000	9,045,511	

なお、上記差額から繰延税金負債2,505,606円を差し引いた額6,539,905円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当該事業年度に売却した有価証券

当年度中に売却した有価証券は次のとおりです。

(単位：円)

種類	売却額	売却益	売却損
受益証券	215,768,347	18,620,000	0
合計	215,768,347	18,620,000	0

IX. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,692,868,155円
勤務費用	146,537,000円
利息費用	9,449,000円
数理計算上の差異の発生額	△ 116,149,834円
退職給付の支払額	△ 138,385,462円
期末における退職給付債務	2,594,318,859円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,337,896,420円
期待運用収益	14,047,912円
数理計算上の差異の発生額	236,183円
特定退職金共済制度への拠出金	84,920,000円
退職給付の支払額	△ 93,879,799円
期末における年金資産	1,343,220,716円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,594,318,859円
特定退職金共済制度	△ 1,343,220,716円
未積立退職給付債務	1,251,098,143円
退職給付引当金	1,251,098,143円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	146,537,000円
利息費用	9,449,000円
期待運用収益	△ 14,047,912円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 116,386,017円
合計	25,552,071円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	93.8%
現金および預金	6.2%
合計	100.0%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.840%
期待運用収益率	1.05%

(注) 割引率については、複数の割引率を使用しているため、イールドカーブ等価アプローチによる単一の加重平均割引率を記載しています。

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金30,595,990円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、277,585,000円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産	
退職給付引当金	346,554,186円
賞与引当金	63,907,894円
固定資産減損損失	186,919,524円
役員退職慰労引当金	20,825,562円
未払費用	23,596,790円
その他	7,811,152円
繰延税金資産小計	649,615,108円
評価性引当額	△ 167,756,465円
繰延税金資産合計 (A)	481,858,643円
○繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 12,832,579円
有価証券評価差額金	△ 2,505,606円
繰延税金負債合計 (B)	△ 15,338,185円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	466,520,458円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.41%
法人税額の特別控除	△ 1.52%
住民税均等割等	1.43%
評価性引当額の増減	△ 1.94%
その他	△ 0.39%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.46%

XI. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一内容を記載しているため、注記を省略しています。

(4) 連結剰余金処分計算書

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	17,040	17,447
2 利益剰余金増加高	498	595
当期剰余金	495	586
3 利益剰余金減少高	91	90
配当金	91	90
4 利益剰余金期末残高	17,447	17,951

5. 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	191	136	△ 55
危険債権額	273	265	△ 8
要管理債権額	27	26	△ 1
三月以上延滞債権額	27	26	△ 1
貸出条件緩和債権額	—	—	—
小計	492	428	△ 64
正常債権額	173,779	173,585	△ 194
合計	174,271	174,013	△ 258

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3：要管理債権

注4、「三月以上延滞債権」と注5、「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

注4：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6：正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度
信 用 事 業	事業収益	3,256	3,360
	経常利益	999	1,297
	資産の額	395,975	410,881
共 済 事 業	事業収益	1,030	962
	経常利益	345	298
	資産の額	12	6
農 業 関 連 事 業	事業収益	1,125	1,121
	経常利益	△ 273	△ 395
	資産の額	502	500
そ の 他 事 業	事業収益	1,008	923
	経常利益	△ 385	△ 376
	資産の額	16,542	16,093
計	事業収益	6,421	6,425
	経常利益	687	827
	資産の額	413,032	427,948

7. 連結自己資本の充実の状況

◆連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における自己資本比率は、10.85%となりました。
連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	筑紫農業協同組合
資本調達手段の種類	普 通 出 資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,538百万円 (前年度4,589百万円)

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	当 期 末	前 期 末 (令和3年度)	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積型の永久優先出資に係る組合員資本の額	22,344	21,894	
うち、出資金及び資本準備金の額	4,538	4,589	
うち、再評価積立金の額	—	—	
うち、利益剰余金の額	17,951	17,447	
うち、外部流出予定額(△)	(△)89	(△)90	
うち、上記以外に該当するものの額	△55	△52	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	34	54	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	34	54	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
うち、回転出資金の額	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	220	443	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	22,600	22,391	
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	18	14	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	18	14	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—

(単位：百万円)

項 目	当 期 末	前 期 末 (令和3年度)	経過措置によ る不算入額
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当する ものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形 固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	18	14	
自己資本			
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	22,582	22,376	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	199,277	196,136	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ れる額の合計額	1,526	1,538	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,384	△ 3,384	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額 に係るものの額	4,910	4,922	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセント で除して得た額	8,752	8,661	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	208,029	204,797	
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	10.85%	10.92%	

注1：「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

注2：当連結グループは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3：当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

X

連結
情報

◆連結自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	年度	令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金		1,236	—	—	1,280	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		5,227	—	—	5,228	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		13,298	—	—	12,166	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		213,320	42,664	1,706	228,933	45,786	1,831
法人等向け		14,807	12,969	518	14,181	12,271	490
中小企業及び個人向け		27,147	17,000	680	26,517	16,619	664
抵当権付住宅ローン		13,537	4,629	185	15,872	5,444	217
不動産取得等事業向け		6,910	6,821	272	12,516	12,340	493
三月以上延滞等		50	36	1	27	26	1
取立未済手形		33	6	—	33	6	—
信用保証協会等保証付		4,674	460	18	4,640	457	18
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付		—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
出資等		321	321	12	321	321	12
(うち出資等のエクスポージャー)		321	321	12	321	321	12
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—	—	—	—
上記以外		101,210	109,687	4,387	95,793	104,476	4,179
(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部T L A C関連調達 手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー)		—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達手 段に係るエクスポージャー)		6,655	16,638	665	6,655	16,638	665
(うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエク スポージャー)		—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るその 他外部T L A C関連調達手段に 関するエクスポージャー)		—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るそ の他外部T L A C関連調達手段 のうち、その他外部T L A C関 連調達手段に係る5%基準額を 上回る部分に係るエクスポー ジャー)		—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)		94,555	93,049	3,721	89,138	87,837	3,513

信用リスク・アセット	年度	令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
証券化		—	—	—	—	—	
（うちSTC要件適用分）		—	—	—	—	—	
（うち非STC適用分）		—	—	—	—	—	
再証券化		—	—	—	—	—	
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー		1,900	—	—	1,700	—	
（ルックスルー方式）		1,900	—	—	1,700	—	
（マンドート方式）		—	—	—	—	—	
（蓋然性方式（250%））		—	—	—	—	—	
（蓋然性方式（400%））		—	—	—	—	—	
（フォールバック方式）		—	—	—	—	—	
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額		—	4,922	196	—	4,910	
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額（△）		—	3,384	135	—	3,384	
標準的手法を適用するエクスポー ジャー計		403,672	196,136	7,845	419,213	199,277	
CVAリスク相当額 ÷ 8%		—	—	—	—	—	
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	
合計（信用リスク・アセットの額）		403,672	196,136	7,845	419,213	199,277	

- 注1：「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2：「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
- 注3：「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注4：「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注5：「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額 （単位：百万円）

令和3年度		令和4年度	
オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
8,661	346	8,752	350

注1：オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

◇所要自己資本額 （単位：百万円）

令和3年度		令和4年度	
リスク・アセット等 （分母）合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 （分母）合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
204,797	8,191	208,029	8,321

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

項 目	年度	令和3年度		令和4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等
信用リスク期末残高	401,778	170,624	8,696	417,514	170,604	9,394
信用リスク平均残高	389,802	174,133	6,356	399,316	174,423	8,713

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

項 目	年度	令和3年度		令和4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等
国 内	401,778	170,624	8,696	417,514	170,604	9,394
国 外	—	—	—	—	—	—
合 計	401,778	170,624	8,696	417,514	170,604	9,394

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

項目	年度	令和3年度			令和4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	1,001	1,001	—	973	973	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	300	—	300	300	—	300
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	9,953	9,453	500	11,622	11,122	500
	電気・ガス・熱供給・水道業	802	—	802	1,102	—	1,102
	運輸・通信業	802	—	802	802	—	802
	金融・保険業	220,010	6,261	—	235,622	6,261	502
	卸売・小売・飲食・サービス業	463	263	200	454	253	200
	日本国政府・地方公共団体	18,543	13,014	5,529	17,410	11,880	5,530
	その他	3,348	2,026	—	3,632	3,310	—
	個人	137,601	137,602	—	136,801	136,801	—
その他	8,945	—	561	8,791	—	455	
合計	401,778	170,624	8,696	417,514	170,604	9,394	

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

項目	年度	令和3年度			令和4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
1年以下	207,169	1,854	—	208,650	4,225	—	
1年超3年以下	4,509	4,509	—	18,299	2,098	200	
3年超5年以下	4,195	3,795	400	4,392	3,892	500	
5年超7年以下	5,851	5,644	206	6,187	5,881	305	
7年超10年以下	11,021	10,921	100	13,285	10,267	3,017	
10年超	151,017	143,589	7,427	148,919	144,004	4,914	
期限の定めのないもの	18,012	309	561	17,779	233	455	
合計	401,778	170,624	8,696	417,514	170,604	9,394	

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳 (単位：百万円)

項目	年度	令和3年度	令和4年度
国内		50	27
国外		—	—
合計		50	27

注1：「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度		令和4年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人		50			27			
そ の 他		—			—				—
合 計		50			27				

注1：「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度				令和4年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	
一般貸倒引当金		9	55	—	9	55	34	—	55	34
個別貸倒引当金		56	65	—	56	65	45	—	65	45
国 内		56	65	—	56	65	45	—	65	45
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人		56	65	—	56	65	45	—	65

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度	令和4年度
法人	農業	—	—
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—
	その他	—	—
	個人	—	—
合計	—	—	

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	23,248	23,248	—	21,950	21,950
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	4,603	4,603	—	4,573	4,573
	リスク・ウェイト 20%	500	215,383	215,884	500	231,056	231,557
	リスク・ウェイト 35%	—	13,236	13,236	—	15,564	15,564
	リスク・ウェイト 50%	2,666	4,597	7,264	2,860	4,332	7,193
	リスク・ウェイト 75%	—	19,110	19,110	—	18,740	18,740
	リスク・ウェイト 100%	—	118,951	118,951	—	118,447	118,447
	リスク・ウェイト 150%	—	1	1	—	—	—
	リスク・ウェイト 250%	—	4,399	4,399	—	4,399	4,399
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
合計		3,167	403,533	406,701	3,361	419,063	422,425

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2：経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注3：1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA- または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

年度	令和3年度		令和4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	41	—	314	—
中小企業等向け及び個人向け	235	6,574	302	6,385
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	227	31	191	35
合計	504	6,605	526	6,420

注1：「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注2：「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行ったうえで、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度		令和4年度	
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場		—	—	—	—
非上場		4,721	4,721	4,721	4,721
合計		4,721	4,721	4,721	4,721

注1：「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上の合計額です。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

項目	年度	令和3年度			令和4年度		
		売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場		—	—	—	—	—	—
非上場		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(其他有価証券の評価損益等) (単位:百万円)

項 目	年度	令和3年度		令和4年度	
		評価益	評価損	評価益	評価損
上 場		—	—	—	—
非 上 場		—	—	—	—
合 計		—	—	—	—

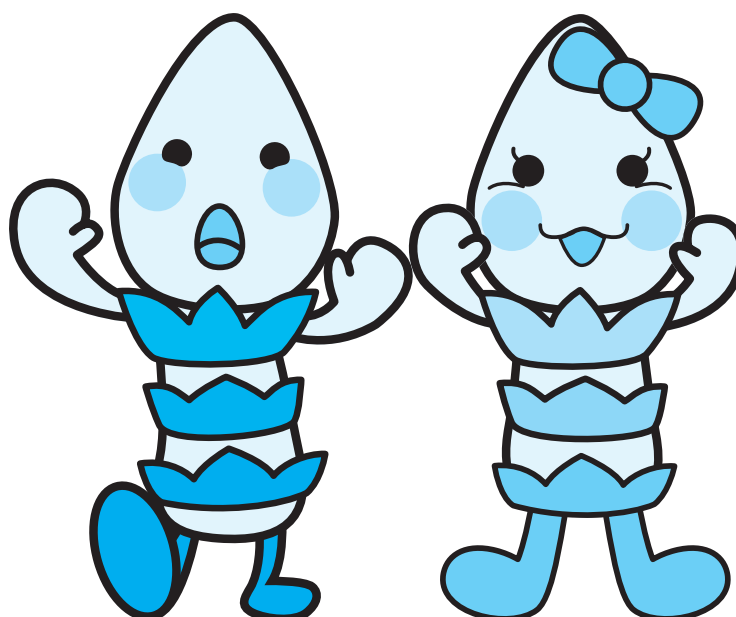
◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関係会社株式の評価損益等) (単位:百万円)

項 目	年度	令和3年度		令和4年度	
		評価益	評価損	評価益	評価損
上 場		—	—	—	—
非 上 場		—	—	—	—
合 計		—	—	—	—

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,900	1,700
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—



◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。当JAでは、市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量を算出することとしています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当JAでは、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\blacktriangle)$$

(単位：百万円)

IRBB1：金利リスク					
順番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,577	3,279	248	297
2	下方パラレルシフト	0	0	8	0
3	スティープ化	2,337	2,887		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	404	575		
6	短期金利低下	67	171		
7	最大値	2,577	3,279	248	297
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	22,582		22,376	

- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

8. 計算書類の正確性等にかかる確認

経営者確認書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月27日

筑紫農業協同組合

代表理事組合長 白水清博

XI. 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	81	17

注1：対象役員は、理事24名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

注2：退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(正組合員や学識経験者等から選出された委員6人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金は、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金総額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の退職慰労金については理事会において決定し、監事各人別の退職慰労金については監事の協議によって定めています。

この場合の役員各人別の退職慰労金については、役員退職慰労金支給算定基準及び役員退職慰労引当規程に基づき、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定した金額を勘案して決定しています。役員退職慰労金支給算定基準については、役員報酬審議会(正組合員や学識経験者等から選出された委員6人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員及び当ＪＡの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和４年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

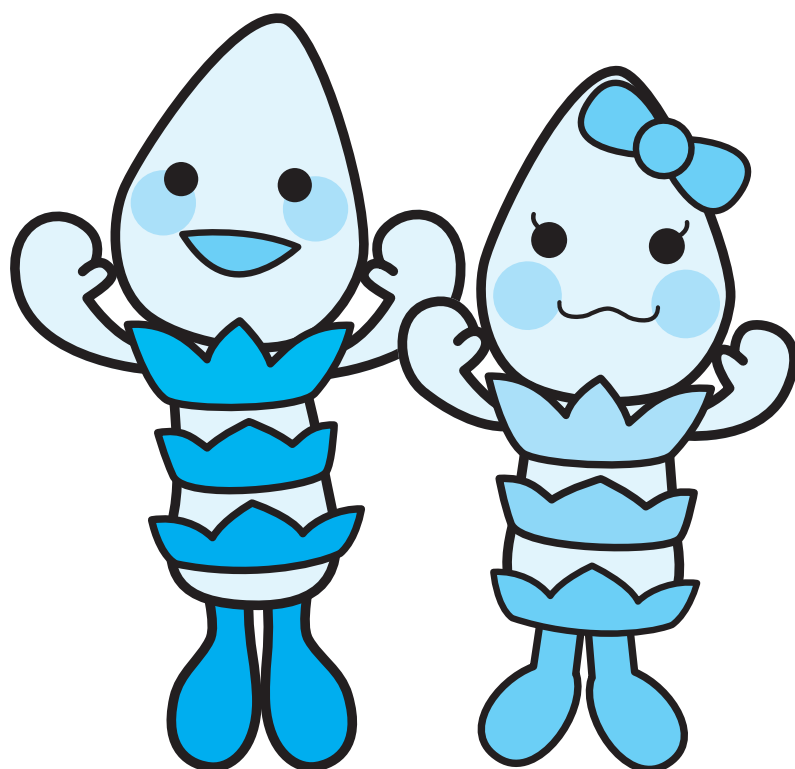
注１：対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注２：「主要な連結子法人等」とは、当ＪＡの連結子法人等のうち、当ＪＡの連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社等をいいます。

注３：「同等額」は、令和４年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. その他

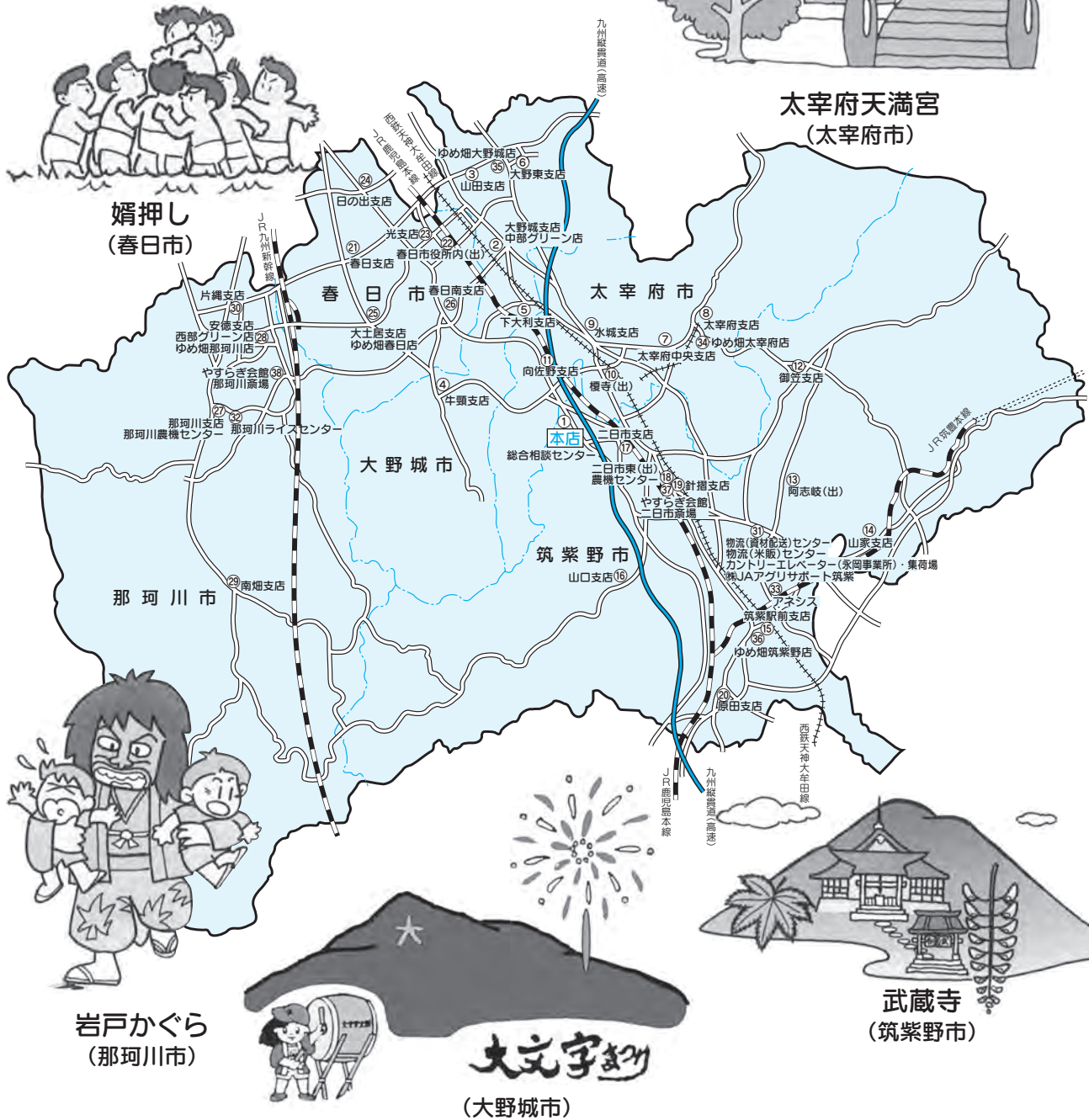
当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。



JA筑紫・管内案内図



太宰府天満宮
(太宰府市)



婿押し
(春日市)

岩戸かぐら
(那珂川市)

大文字
(大野城市)

武蔵寺
(筑紫野市)

管内行政別世帯数・人口等

行政名	昭和48年7月末 (合併当時)			令和5年3月末			合併時より増加倍率	
	世帯数	人口	世帯人口	世帯数	人口	世帯人口	世帯数	人口
大野城市	11,465	41,430	3.61	46,406	102,375	2.21	4.05	2.47
太宰府市	8,221	30,999	3.77	32,716	71,298	2.18	3.98	2.30
筑紫野市	11,167	42,185	3.78	47,708	106,473	2.23	4.27	2.52
春日市	15,135	48,339	3.19	50,611	112,478	2.22	3.34	2.33
那珂川市	3,246	12,978	4.00	21,521	49,780	2.31	6.63	3.84
合計	49,234戸	175,931人	3.57人	198,962戸	442,404人	2.22人	4.04倍	2.51倍

J A 筑紫 本支店事業所・金融サービス一覧

令和5年4月1日現在

位置	店舗名	住所	電話番号	ATM	貸金庫	備考
①	本店	福岡県筑紫野市杉塚3-3-10	924-1311	○		
	監査室		924-1365			
	企画管理部		924-1373			
	総務部		924-1311			
	金融共済部		924-1312			
	審査開発部		924-1376			
	営農生活部		924-1313			
	総合相談センター(開発相談課)		924-1316			
	総合相談センター(旅行センター)		928-0120			
②	大野城支店	大野城市瓦田3-7-12	501-0033	◎	◇	
③	山田支店	大野城市山田4-8-10	501-6111	○	◇	
④	牛頸支店	大野城市牛頸4-13-21	596-1683	○	◇	
⑤	下大利支店	大野城市下大利1-21-22	581-4814	◎	◇	
⑥	大野東支店	大野城市川久保3-3-8	503-1412	★		
⑦	太宰府中央支店	太宰府市白川1-1	923-1215	◎	◇	
⑧	太宰府支店	太宰府市宰府3-4-53	923-0180	○	◇	
⑨	水城支店	太宰府市観世音寺3-14-12	923-0025	◎	◇	
⑩	榎寺出張所	太宰府市通古賀5-5-21	925-2956	○		
⑪	向佐野支店	太宰府市向佐野2-4-15	924-0202	○	◇	
⑫	御笠支店	筑紫野市吉木2556-1	922-3135	○	◇	
⑬	阿志岐出張所	筑紫野市阿志岐1521-8	922-2609	○		
⑭	山家支店	筑紫野市山家5207	926-1461	○		
⑮	筑紫駅前支店	筑紫野市筑紫617-1	926-0411	★	◇	
⑯	山口支店	筑紫野市古賀408-9	923-1462	○		
⑰	二日市支店	筑紫野市二日市西1-1-11	924-3055	◎	◇	
⑱	二日市東出張所	筑紫野市二日市南3-2-1	922-0520	○		
⑲	針摺支店	筑紫野市針摺西1-7-3	923-1460	◎	◇	
⑳	原田支店	筑紫野市原田4-11-1	926-0621	○		
㉑	春日支店	春日市小倉3-230-1	501-0831	◎	◇	
㉒	春日市役所内出張所	春日市原町3-1-5	584-2000	○		
㉓	光支店	春日市光町1-55	571-2381	○		
㉔	日の出支店	春日市日の出町5-26-2	571-2191	○	◇	
㉕	大土居支店	春日市昇町7-75	501-4383	★	◇	
㉖	春日南支店	春日市春日2-160-2	513-5001	◎		
㉗	那珂川支店	那珂川市西隈2-1-16	952-2611	○	◇	
㉘	安德支店	那珂川市松木1-156	952-2616	★	◇	
㉙	南畑支店	那珂川市埋金546-1	952-2102	○	◇	
㉚	片縄支店	那珂川市片縄3-13	952-2961	◎		
⑱	農機センター	筑紫野市二日市南3-2-2	922-0531			
㉗	那珂川農機センター	那珂川市西隈2-1-15	952-0769			
㉘	西部グリーン店	那珂川市松木1-156	952-2971			
㉘	ゆめ畑那珂川店					
㉜	ゆめ畑太宰府店	太宰府市石坂1-22-15	921-8600			
㉝	ゆめ畑大野城店	大野城市御笠川1-16-10	513-0881			
㉞	ゆめ畑筑紫野店	筑紫野市筑紫613-1	919-7117			
㉟	ゆめ畑春日店	春日市昇町7-74	501-1616			
②	中部グリーン店	大野城市瓦田3-8-10	501-0036			
㉟	物流(資材配送)センター	筑紫野市永岡74-2	923-8221			
㉟	物流(米販)センター	筑紫野市永岡15-4(精米センター内)	919-5955			
㉟	カントリーエレベーター(永岡事業所)	筑紫野市永岡12-1	925-8110			国庫補助金
㉟	那珂川ライスセンター	那珂川市安德197	953-5211			国庫補助金
㉟	アネシス	筑紫野市岡田3-11-1(カミーリヤ内)	926-6106			
㉟	やすらぎ会館二日市斎場	筑紫野市二日市南2-1-3	924-3027			
㉟	やすらぎ会館那珂川斎場	那珂川市五郎丸4-4-9	952-4300			
㉟	㈱JAアグリサポート筑紫	筑紫野市永岡78-2	919-6345			

※自動化機器(ATM)稼働日
○平日 ◎平日・土曜日 ★平日・土曜日・日曜日・祝日
◇貸金庫



筑紫農業協同組合

〒818-8642 筑紫野市杉塚三丁目3番10号
TEL(092)924-1311 FAX(092)924-1931
ホームページ <https://www.ja-chikushi.or.jp/>